

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	116 件
国民年金関係	38 件
厚生年金関係	78 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	80 件
国民年金関係	38 件
厚生年金関係	42 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から53年3月まで

私は、昭和51年春ごろ、国民年金の加入手続をした際、職員に勧められ、過去の未納分の国民年金保険料をすべて一括納付したと記憶している。その後は、定期的に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和51年7月から53年3月までの期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された53年10月の時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、当該期間直後の保険料は現年度納付していることが確認できる上、申立人は、申立期間後、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和43年8月から51年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所及び保険料を一括納付した時期、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、また、納付したと主張する金額は、当該期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の金額と大きく相違するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から44年9月まで
② 昭和56年1月から57年3月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、申立期間①については、母が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、母から年金手帳を受け取った後の申立期間②については、当時は、夫婦別々に保険料を納付しており、私の保険料は、納付書により市役所や金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立人は、保険料の納付方法について具体的に説明している上、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親から国民年金手帳を受領した時期等に関する記憶は曖昧であり、また、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年3月まで

私は、勤務先を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、さかのぼって国民年金保険料をまとめて納付したと記憶している。また、私が、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの期間については、申立人が所持する36年4月から39年3月までの期間が納付済みであることが記載された国民年金保険料納付状況等証明書は、48年11月12日に作成されているとともに、申立人が所持する領収証書によると、48年4月から同年12月までの国民年金保険料を同月26日に納付していることが確認できることを踏まえると、当時、申立人は自らの保険料の未納期間について確認を行った上で、保険料の納付を行っていたものと考えられ、上記の保険料の納付日時点において、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であり、未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまでの国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫は、46年10月以降、平成4年7月までの保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和44年10月から46年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金

への切替手続等をした時期に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、また、申立人が所持する上記の領収証書の納付日時点及び納付状況等証明書の作成日時点で、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5066

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年6月まで

私は、退職後、国民年金の加入手続を行い、3か月分の国民年金保険料を一括して自宅近くの金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和63年5月ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であること、申立期間は3か月と短期間である上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年6月まで

私は、昭和49年12月に退職した際、会社から国民健康保険と国民年金に加入するよう勧められ、50年1月に区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、納付書が送付されて来る度に郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への4回の切替手続きも適切に行っている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年1月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である上、申立期間は6か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、昭和60年12月の離婚をきっかけに市役所で国民年金の加入手続をした。その時に20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したいと申し出たが、さかのぼれるのは2年間だけであるとの説明を受け、2年分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入の動機、さかのぼって2年分の国民年金保険料を過年度納付した経緯等に関する説明は具体的である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年12月ごろに払い出されていること及び申立期間直前の58年10月から59年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認でき、この納付時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は12か月と短期間である。また、国民年金手帳により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする保険料の月額は、当該期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が、自宅で区の集金人に保険料を納付していたとする納付方法は、当該期間当初の当時居住していた区の納付方法と合致しないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年8月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から50年3月まで
② 昭和55年2月から平成3年4月まで
③ 平成4年4月から5年3月まで

私の父は、昭和47年に私の国民年金の加入手続をした。申立期間①は、私の母が私の国民年金保険料を納付した。申立期間②及び③は私が、夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は12か月と短期間である。また、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の父親及び申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる父親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料額に関する記憶が曖昧である上、夫も申立期間②の一部の保険料が未納となっているなど、申立人の父親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年8月時点では、申立期間①の一部は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳

記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 平成元年11月から6年10月まで

私は、市の出張所で申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、60歳到達時に同出張所で高齢任意加入手続を行い、申立期間②の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である。また、申立人が保険料を納付したとする市の出張所は、申立期間当時開設され、保険料の収納事務を行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、高齢任意加入手続の状況の記憶が曖昧である上、申立人が所持する2冊の年金手帳には、高齢任意加入の資格取得年月日の記載が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から同年12月まで

私は、30歳を過ぎた昭和51年3月に国民年金に任意加入を行い、国民年金保険料は、近くの銀行でずっと払い続けてきた。また、60歳以降も保険料を納付すると、受給額が増えると言われたので、更に任意加入して付加保険料も納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月に国民年金に任意加入した後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっており、前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立人の、保険料の納付方法、納付場所等の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

私は、区役所の職員に勧められて、昭和49年に夫と一緒に国民年金に加入して、夫が厚生年金保険に加入するまでは常に一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間については、さかのぼって納付した。その際3年分まとめて一括納付するのはきついで、夫婦二人分をそれぞれ数枚に分けて納付書を作成してもらい保険料を納付した。夫が納付済みになっているのに私の分だけ申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は国民年金保険料をすべて納付しており、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料は、特例納付及び過年度納付により納付済みである。

また、申立人が申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したとする昭和50年は第2回特例納付の実施期間中であり、申立期間は強制加入の被保険者期間である。さらに、申立人の納付した期間、納付方法、納付書の枚数、納付場所等の記憶は具体的である上、申立人が納付したとする金額も申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年7月まで

私は、定年退職後、60歳までに7か月間あったので、すぐに国民年金に加入し、納付書で国民年金保険料を納付した。同時に種別変更手続きをした妻は納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後すぐに国民年金への加入手続きを行い、申立期間直前の国民年金保険料を納付している上、申立期間は60歳到達までの4か月と短期間である。

また、申立人の国民年金への加入時期、加入場所、保険料の納付方法、納付場所等の記憶は具体的であり、納付したとする金額も申立期間の保険料額と一致している上、申立期間当時同居していた申立人の妻の申立期間の保険料も納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から44年3月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び平成10年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、6年4月から8年1月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和43年7月から44年3月まで
③ 昭和45年7月から51年6月まで
④ 昭和52年4月から54年3月まで
⑤ 平成元年10月から3年5月まで
⑥ 平成3年7月から4年3月まで
⑦ 平成6年4月から8年1月まで
⑧ 平成10年4月から同年11月まで

私の国民年金保険料は、結婚前は私が、昭和37年5月に結婚後は元妻が納付していた。51年7月に再婚後は私と現在の妻が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間⑦については、妻が、私の申請免除の手続を行っていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、前後の国民年金保険料が納付済みで、9か月と短期間であり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻は、申立期間の保険料は納付済みである。また、申立人の、保険料の納付方法等の記憶が鮮明である上、当時の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間③のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間については、申立人の、保険料を納付していたとする申立人の元妻は、申立期間の保険

料は納付済みである。また、申立人の、保険料の納付方法等の記憶が鮮明である上、当時の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間⑦については、申立人の保険料の免除申請をしていたとする申立人の妻の免除申請の回数、時期等の記憶が具体的である上、申立期間直前の期間は免除期間であり、申立期間は保険料の納付が困難であった状況がうかがえるなど、申立内容に不自然さは見られない。

加えて、申立期間⑧については、申立人の保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付方法、納付場所、金額等の記憶や納付の経緯に係る記憶は鮮明かつ具体的である上、申立人は、社会保険事務所にて、職員から国民年金の受給のためには25年の納付が必要であることを聞いており、申立期間を納付する必要性は承知していたものと考えられるとともに、申立期間直前の期間を平成10年3月及び11年2月に過年度納付していることが確認できることから、その時点で、申立期間⑧についても過年度納付することが可能であったにもかかわらず申立期間⑧の保険料を納付しないのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の、保険料の納付方法、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、昭和37年4月から39年3月までの期間は、過年度納付することが可能な期間であるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無く、36年4月から37年3月までの期間は時効で保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③のうち、昭和45年7月から49年3月までの期間は、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻が、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の元妻も申立期間の保険料は未納である上、元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、50年4月から51年6月までの期間は、申立人は離婚後であり、申立人が、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の、保険料の納付方法、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間④、⑤及び⑥については、申立人及び申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の妻の保険料の納付場所、納付期間、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人及び申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から44年3月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び平成10年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められ、6年4月から8年1月までの期間は免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月及び同年5月、12年9月から13年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月及び同年5月
② 平成12年9月から13年1月まで

私は、平成10年3月に会社を退職した後は、国民年金保険料をすべて納付しており、未納とされる期間の前後の期間は納付済みなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年3月の会社退職後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か所で計7か月と短期間である。

また、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立人の保険料の納付方法及び納付場所の記憶は具体的である上、納付したとする金額も申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人が提出した、平成12年及び13年の確定申告書には、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料相当額が記載されているとともに、税理士が作成及び保管していたものであり、申立人が税務署へ提出した確定申告書と同一内容であることが当該税理士の証言により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

私は、昭和59年10月に勤めていた会社を退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料をきちんと納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年4月時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である上、オンライン記録により、61年4月28日に過年度納付書が発行されていたことが確認でき、当該納付書は申立期間の過年度保険料に係るものと推認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5087

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から57年3月まで

私は、昭和57年に約半年間の海外研修から帰国後、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため国民年金に加入した。役所の職員に未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われ、その時に窓口で何か月分かの保険料をまとめて納付し、以後は納付書で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後の第3号被保険者から第1号被保険者への2回の切替手続も適切に行っている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年10月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から40年3月まで
私の妻は、区の職員が国民年金の加入勧奨に来たので、昭和37年ごろに私の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和37年ごろの時点では、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である上、申立人が当時居住していた区では、37年4月から専任徴収職員が現年度分の保険料の徴収を行っており、申立人の説明と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5092

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から42年3月まで

私たち夫婦は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を区の集金人に納付してきた。夫の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和42年4月から65歳になるまで国民年金保険料をおおむね納付している上、印紙により区の集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致している。また、夫婦連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されており、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年3月まで
私は、区から送付された納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の改正により強制加入とされた昭和61年4月から申立期間の直前まで国民年金保険料を納付しており、申立期間は4か月と短期間である。また、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時保険料の収納を取り扱っており、申立人の妻も申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間及び48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金に加入した昭和40年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の保険料は納付済みである上、申立期間はそれぞれ3か月と短期間である。また、申立期間①については、納付書により保険料を納付したとする方法は、過年度保険料の納付方法と合致しており、納付したとする郵便局は過年度保険料の収納を取り扱っている上、当時申立人が居住していた区では、国民年金加入者の求めに応じて過年度納付書に保険料額等を記載して交付していたと説明している。さらに、申立期間②については、口座振替により保険料を納付したとする方法は、当時申立人が居住していた区が当該期間前の46年4月から採用しており、口座振替をしていたとする金融機関は、保険料の収納を取り扱っていることが確認できる上、申立人の夫も当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から同年10月まで
私は、昭和63年秋ごろに申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間である上、申立人の妻は、当該期間当初に第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付するとともに、申立期間後に第3号被保険者への切替手続きを行っている。また、申立人は、昭和63年秋ごろに区の出張所で申立期間の保険料を納付した状況を具体的に説明している上、申立人がまとめて納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しており、申立人が保険料を納付したとする区の出張所は、当時開設され、保険料の収納を行っている。さらに、申立人の妻は、申立人が申立期間の保険料をまとめて納付したと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、申立期間のうち59年4月から60年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から47年3月まで
② 昭和53年4月から56年3月まで
③ 昭和59年4月から60年12月まで
④ 昭和62年4月から63年3月まで
⑤ 平成2年4月から3年3月まで

私の母は、私が20歳になったころ私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①は、母が自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間②は、経営していたお店を閉店し、保険料を納付することができなかつた時期であるため、免除申請をした。申立期間③、④及び⑤については、免除の継続手続を行ったはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和46年4月から47年3月までについては、申立人は、母親が自宅に来ていた納付組織の集金人に国民年金保険料を納付していたと説明しており、当時、申立人が居住していた市には納付組織が存在していたことが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された47年3月時点では、当該期間は集金人に現年度納付で保険料を納付することが可能な期間である上、当該市の国民年金検認記録の昭和46年度の補記欄には「済」の印が押印されている。

また、申立期間③のうち昭和59年4月から60年3月までの期間については、当該期間前の3年間は申請免除されており、その3年間及びそれに続く当該期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られない。

さらに、申立期間④については、当時、申請免除を受けている者は、生活状況に変化がないと認められる場合、3年間は国民年金担当者が免除申請者の意思を確認することにより免除が認められており、申立人は昭和61年1月から申請免除されていることから、国民年金担当者が当該期間の申立人の意思を確認していたと考えられる上、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和45年1月から46年3月までについては、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとしている母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された47年3月時点では、当該期間は過年度納付となり集金人に保険料を納付することができないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が居住していた市の国民年金被保険者台帳によると当該期間の保険料納付の督促状が毎年度送付されていたことが確認でき、申立期間③のうち昭和60年4月から60年12月までの期間については、当該市の国民年金検認記録の昭和60年度の欄の昭和61年1月から同年3月までには「申」の印が押印されているものの、当該期間は押印されていないことを踏まえると、昭和60年度のうち3か月間のみが免除されていたことがうかがえる。さらに、申立期間⑤については、申立人は住民票を移動しないまま他県で仕事をしており、国民年金の転入転出の手続を行った記憶が無く、免除申請の手続についての記憶も曖昧であるなど、申立人がこれらの期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、申立期間③のうち59年4月から60年3月までの期間及び申立期間④の国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

東京国民年金 事案 5100

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

私は、20歳までの国民年金保険料を納付できるという通知が届いたので、区役所で国民年金の加入手続きを行い、手持ちのお金がなかったので、姉に10万円を借りて、20歳までの保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年4月ごろは、第3回特例納付が実施されていた時期であり、申立人は、国民年金の加入の経緯、加入時の状況、未納の保険料を一括で納付することとした状況、納付方法及び納付手続に関して具体的かつ鮮明に記憶している上、納付したとする保険料額は申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致しているとともに、保険料の原資も姉に10万円を借りたとしており具体的であり、その姉も申立期間に係る保険料は納付済みになっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5101

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月

私は、社会保険事務所で受けた納付書により、昭和51年7月から52年7月までの国民年金保険料を納付し、領収書も所持しているが、そのうち52年7月の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収書から、未納であった昭和51年7月から52年7月までの保険料を53年10月に過年度納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間を含む未納期間について納付する意思を有していたことは明らかである。また、納付期間が「自昭和51年7月分 至昭和52年7月分 1年1月間」と記載された申立人が所持する過年度保険料の領収書の保険料額は、1万9,200円と1年分の金額に相当するものであるが、当該領収書は当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが、自然である。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をおおむね納付していることを踏まえると、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5102

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私の父は、60歳到達ごろまで国民年金に加入していなかったが、母が過去にさかのぼって国民年金保険料の納付を認める特例措置があることを新聞記事で知り、国民年金への加入及び保険料の納付を勧め、父はこれにしたがい、未納分の保険料を一括納付した。父が保険料を納付したのはこの時一度だけなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の娘が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した60歳到達ごろは第2回特例納付が実施されていた期間であり、申立人が納付したとする国民年金保険料額約10万円は、第2回特例納付、過年度納付及び現年度納付で保険料をすべて納付した場合の保険料額とおおむね一致しているとともに、保険料を立て替えたとする申立人の息子は「父親の国民年金保険料10万円前後を昭和50年か51年ごろに立て替えた記憶がある。」と証言しており、保険料の原資も明確である。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料が過年度納付されていることを踏まえると、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年9月まで
私の結婚当初の国民年金保険料は、義母が納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和43年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の保険料を納付していたとする義母の保険料の納付記録は昭和45年度及び46年度に納付した月が特定できないものの、それぞれ6か月ずつ納付していることが確認できるところ、46年度の保険料については、昭和47年4月以降が納付済みとなっていることを踏まえると、その直前の46年10月から47年3月までの6か月が納付されていると考えるのが自然である。申立期間当時の申立人と義母の保険料の納付状況はおおむね同様であり、義母が申立人の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはないことから、申立期間のうち、義母が保険料を納付していたと認められる46年10月から47年9月までの保険料については、義母が申立人の当該期間の保険料も一緒に納付していたものと推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年10月から46年9月までについては、義母が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料を納付していたとする義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、保険料の納付状況等が不明確であるなど、義母が当該期間の保険料納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 46 年 10 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5104

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで

私は、国民年金に加入以降、国民年金保険料を納付してきた。また、国民年金手帳を受け取ったところに保険料をさかのぼって納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付している。また、申立期間は申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年4月時点で過年度納付することが可能な期間である上、申立人は国民年金に加入したところに保険料をさかのぼって納付した記憶があり、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月及び同年3月

私は、昭和54年2月に国民年金に再加入する際、すでに納付していた53年11月及び12月の国民年金保険料が厚生年金保険の被保険者期間と重複していたため、市の職員から申立期間に充てておくと言われた。申立期間の保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、昭和54年2月に会社を退職した後、国民年金の再加入手続を行った際に、納付済みであった53年11月及び同年12月の保険料が厚生年金保険の被保険者期間と重複していたことから申立期間に充てることとなった状況を具体的に説明している上、重複期間と申立期間は同年度内であるため、期間変更することは可能であることを踏まえると、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は申立期間前後の期間の保険料を付加保険料を含めて納付していることが確認でき、申立期間についても付加保険料を含めて納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から38年4月まで

私の国民年金保険料は、勤務先の社長が国民年金の加入手続をしてくれた後、給料から天引きで納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和36年7月から37年6月までについては、申立人は、勤務先の社長が国民年金の加入手続を行い、申立人が常時勤務していたころは、給料天引きで国民年金保険料を納付していたことや、常勤でなくなった後の37年6月ごろに社長から渡された申立人の国民年金手帳の当該期間の欄には印紙が貼付されていたことを鮮明に記憶している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする社長は、申立期間を含み保険料を完納しており、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている社長の妻も申立期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和37年7月から38年4月までについては、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、37年2月ごろに転居した際に国民年金の住所変更手続を行っておらず、自身で保険料を納付した記憶がないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月から37年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和61年4月から62年12月まで
③ 昭和63年3月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、結婚前は自分で納付しており、結婚後は妻が自分の分を含めて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付で納付されている上、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月から39年3月までの期間、40年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年度のうち11か月
② 昭和37年4月から38年3月まで
③ 昭和38年6月から39年3月まで
④ 昭和40年2月及び同年3月

私は、昭和36年に国民年金の加入手続をし、区の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間はそれぞれ10か月、2か月と短期間である。また、申立人が集金人に保険料を納付したとする方法は、当時住民登録をしていたとする区の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付頻度、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間①については、区の集金人に保険料を納付したとする方法は、当時住民登録をしていたとする区の納付方法と相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和38年6月から39年3月までの期間、40年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年8月まで

私は、20歳になった時、区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、1か月又は2か月ごとに同出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の昭和40年8月に払い出されており、申立期間のうち40年2月及び同年3月の保険料を過年度納付し、40年4月から41年7月までの保険料を現年度納付することが可能である。また、41年8月については、社会保険庁の記録では、未加入とされているものの、申立人は、同年9月1日まで厚生年金保険に加入しておらず、当時は婚姻もしていないなど、国民年金の加入資格を喪失する事情は見当たらない。さらに、保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする区の出張所は、現年度保険料の収納を取り扱っており、納付したとする保険料の月額、当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から47年3月まで
私の夫は、自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、記録上強制加入期間である。また、申立人の夫は、申立人の申立期間の保険料を自身の保険料と一緒に特例納付したと証言している上、第2回特例納付により申立期間の自身の保険料を納付していることが確認できる。さらに、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は同一日に払い出されている上、婚姻後、申立期間を除き、未加入期間、納付済期間、前納期間及び厚生年金保険加入による還付期間が同一であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から54年3月まで

私は、昭和54年10月ごろに、区役所職員から未納となっている期間の国民年金保険料を特例納付できると聞いたので、金融機関で預金を引き出して未納分の保険料をさかのぼって納付した。申立期間のすべての保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年7月から54年3月までの期間については、申立人は、申立期間後は60歳に達するまでの国民年金保険料をすべて納付していること、申立人は、加入手続後に保険料をさかのぼって納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された54年9月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年9月から52年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料をさかのぼって納付した際の手続及び納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の手帳記号番号が払い出された54年9月は、第3回特例納付実施期間中であるが、申立人は特例納付をしなくても、60歳到達時まで保険料を納付すれば年金の受給資格期間を満たすことができること、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額と大きく相違し、上記の過年度保険料及び納付済みの54年度の現年度保険料を合わせた額に近いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から56年3月まで
② 昭和63年2月及び同年3月
③ 平成13年2月及び同年3月

私は、申立期間①については、転居後送付された納付書で国民年金保険料を付加保険料込みで納付したはずであり、申立期間②及び申立期間③についても、付加保険料を併せて納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みである。また、申立人の所持する昭和55年分の所得税の確定申告書に記載されている社会保険料控除額及び同年の給与所得者の保険料控除申告書に記載されている国民年金保険料額は55年の夫婦2人分の保険料を付加保険料も含めて納付した場合の金額と一致しているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も付加保険料が未納となっており、オンライン記録では、当該期間の定額保険料は過年度納付されていることが確認でき、付加保険料は制度上過年度納付できないこと、また、申立期間③については、申立人が所持する領収書から、当該期間の定額保険料を平成13年6月に過年度納付していることが確認でき、申立期間②同様、付加保険料は制度上過年度納付できないことなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年12月までの期間及び56年4月から58年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から同年12月まで
② 昭和56年4月から58年3月まで

私は、国民年金に加入した当初に付加保険料の納付の申出を行い、付加保険料を含めた額の国民年金保険料を金融機関で私か夫が納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月以降、61年4月に第3号被保険者となるまで国民年金に任意加入しており、定額保険料はすべて納付している上、国民年金加入期間のうち申立期間及び第3号被保険者期間を除く期間について、おおむね付加保険料を納付している。また、59年作成の年度別納付状況リストでは、50年10月に付加保険料の納付を申し出て、付加保険料を含めた保険料の納付を継続していることが確認できるなど、申立期間の付加保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月

私の国民年金保険料は、私が結婚するまで母が納付していた。申立期間を含めた45年1月から46年3月までの領収書を持っているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人は、昭和47年6月24日付領収印のある申立期間を含めた45年1月から46年3月までの国民年金保険料の領収書を所持しているが、そのうち45年1月から同年3月までの期間は、時効期間経過後の納付であったため、当時の社会保険事務所では、収納時に、当該期間の保険料については第1回特例納付による納付とし、それにより生じた保険料の不足分について、申立期間を未納期間として処理したものと考えられる。ただし、当該処理については、申立人に通知され、未納期間とされた申立期間に係る納付書が発行されたものと考えられることから、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から49年3月まで

私は、市職員が自宅に国民年金加入の勧誘に来たので、加入手続を行った。加入後は、苦しい生活の中、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人が所持する49年3月発行の国民年金手帳の48年度の印紙検認台紙に「48年度、過年度本人へ渡す」と記載されていることから、49年度以降に48年度の過年度納付書が申立人に手渡されたと推察され、また、当該年金手帳で確認できる最初の保険料納付日は49年6月19日であり、この時点で48年度分の保険料を納付することが可能であったことから、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年2月から48年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の印紙検認による保険料納付の記憶が無く、保険料額に関する記憶も曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 9 月までの標準報酬月額に係る記録を 19 万円に、平成 2 年 3 月の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に、3 年 1 月及び同年 2 月を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 1 日から平成 12 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和 62 年 7 月 1 日から平成 12 年 5 月 1 日までの給与の等級が実際の給与の明細と違っているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提供された給与明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 9 月の記録を 19 万円に、平成 2 年 3 月の記録を 22 万円に、3 年 1 月及び同年 2 月の記録を 24 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出のあった昭和 62 年 7 月から平成 12 年 4 月までの給与明細書において確認できる報酬額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金

保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの期間、63 年 10 月から平成元年 9 月までの期間、同年 11 月及び同年 12 月、2 年 2 月、同年 4 月から同年 9 月までの期間、同年 12 月、3 年 3 月から 12 年 4 月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は同額である。また、平成元年 10 月、2 年 1 月、同年 10 月及び同年 11 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月27日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社から子会社のB社への出向はあったが、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

職歴情報から、申立人がA社及び関連会社B社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社からB社に出向。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、厚生年金保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和49年3月27日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から53年8月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が22万円となっているが、A社厚生年金基金加入員記録では昭和52年8月から53年7月までは26万円となっており相違しているので当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する厚生年金加入明細表及びA社厚生年金基金の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社では、申立期間当時に厚生年金保険及び同基金等への資格の得喪の届出や標準報酬月額の届出は、複写式の届出様式であったとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から18年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に監査役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に報酬から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の報酬明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された報酬明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額の変更に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業本部における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月18日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B事業本部で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社B事業本部からC社（現在は、D社）への異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が保有する申立人に係る人事記録により、申立人がA社B事業本部に継続して勤務し（昭和39年8月1日に同社B事業本部からその親会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年6月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案3050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業本部における資格取得日に係る記録を昭和39年6月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月28日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、人事カードの写し及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年6月28日にA社本社から同社C営業本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年7月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50年2月から同年7月までは8万6,000円、同年8月から同年10月までは9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月22日から同年11月21日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、A社B工場に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年11月21日に同社B工場から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年2月から同年7月までの期間については、A社B工場の50年1月の社会保険事務所の記録から8万6,000円とし、同年8月から同年10月までの期間については、社会保険事務所のA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同年8月の随時改定の記録により、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人が昭和50年2月22日に資格を喪失した旨の届出は行っておらず、申立期間の保険料は納付していると主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成8年10月から10年6月までは50万円、同年7月から11年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から12年1月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成8年10月から11年12月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から10年6月までは50万円、同年7月から11年12月までは59万円とされていた。

しかし、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年5月22日以降の同年6月7日に、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は上記の50万円及び59万円から、平成8年10月から11年12月まで9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、当時の社会保険事務担当者は、「当該減額処理は、代表取締役と自分が関与していた。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、当該標準報酬月額は、事業主が

社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額(平成8年10月から10年6月までは50万円、同年7月から11年12月までは59万円)とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成8年10月から9年6月までは36万円、同年7月から11年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から12年1月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成8年10月から11年12月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年6月までは36万円、同年7月から11年12月までは59万円とされていた。

しかし、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年5月22日以降の同年6月7日に、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は上記の36万円及び59万円から、平成8年10月から11年12月まで9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、当時の社会保険事務担当者は、「当該減額処理は、代表取締役と同人のみが関与していた。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、当該標準報酬月額は、事業主が

社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成8年10月から9年6月までは36万円、同年7月から11年12月までは59万円）とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年9月から9年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8年9月は26万円、同年10月から9年8月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月21日から12年11月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支払われた報酬より低いので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年9月から9年8月までの期間については、申立人から提出のあったA社の給与明細書から、申立人は、社会保険事務所の記録にある標準報酬月額以上の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成8年9月は26万円、同年10月から9年8月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に倒産し、同社の元役員は、不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成8年9月から9年8月まで一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年6月から同年8月までの期間及び9年9月から11年9月までの期間については、当該期間に係る給与明細書における保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致している。

このため、事業主は当該期間の申立人の給与から、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、給与明細の無い期間（平成11年10月から12年10月）については、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない上、事業主及び同僚から供述を得ることもできない。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、平成8年6月から同年8月までの期間、9年9月から12年10月までの期間については、申立人が主張する標準報酬額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和34年8月1日、資格喪失日に係る記録を36年8月21日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和34年8月から35年4月までは1万8,000円、35年5月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から36年7月までを2万8,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月1日から36年8月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の申立人に係る社員人事記録原票から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和34年8月1日にA社C支社から同社本社に異動し、36年8月21日に本社からC支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の人事記録原票に記録されている給与の総支給額及び標準報酬月額の上限額から、昭和34年8月から35年4月までは1万8,000円、35年5月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から36年7月までを2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る保険料は納付したはずだとしているが、仮に、事業主から

申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年8月から36年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月30日及び16年12月28日に支給された賞与において、それぞれ2万2,000円及び30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15年12月30日は2万2,000円、16年12月28日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日
② 平成16年12月28日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の保険料控除額が確認できる賞与支払い明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与支払い明細書により、申立人は、平成15年12月30日及び16年12月28日にA社から賞与の支払を受け、それぞれ2万2,000円及び30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成8年9月は41万円に、同年10月から9年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から9年4月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成8年9月から9年3月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年9月は41万円、また、同年10月から9年3月までは44万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年4月30日）以降の同年5月2日付けで、申立人を含む2名の標準報酬月額に係る記録が遡及して訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額を8年9月については41万円から9万2,000円に、8年10月から9年3月までについては44万円から9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成8年9月は41万円に、同年10月から9年3月までは44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和63年5月から平成8年6月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社における資格喪失日が平成8年6月30日となっていた。しかし、同社には同年7月まで勤務していたのを覚えており、また、給与明細書では厚生年金保険料が98回控除されているが、厚生年金加入記録の加入期間では97か月となっているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、昭和63年5月から平成8年6月まで、標準報酬月額が実際に支払われた給与に比べ月額8万円から12万円ぐらい低く改ざんされている。申立期間の給料明細書があるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出のあった解雇予告通知書及び給与明細書により、申立人は、A社に平成8年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年6月の給与明細書の厚生年金保険料控除額及び同年5月の社会保険庁のオンライン記録から44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事

業主が資格喪失日を平成8年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立期間当時の総務・経理担当役員で事業主死亡後に代表取締役となった者によると、事業主の方針で、社会保険事務所に対しては実際の報酬より2割から3割程度低く抑えた標準報酬月額を届け出たと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年3月26日

申立期間において、A法人から支給された賞与についての標準賞与額の記録が無いことが判明した。同法人は、平成21年2月に社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、申立期間の記録は給付に反映されないため、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
3068	女		昭和26年生		26万 6,000 円
3069	女		昭和39年生		15万 3,000 円
3070	女		昭和32年生		18万 5,000 円
3071	女		昭和37年生		17万 円
3072	女		昭和37年生		13万 9,000 円
3073	女		昭和49年生		9万 5,000 円
3074	女		昭和51年生		8万 8,000 円
3075	女		昭和52年生		8万 8,000 円
3076	女		昭和45年生		9万 9,000 円
3077	男		昭和55年生		7万 円
3078	女		昭和54年生		7万 3,000 円
3079	女		昭和31年生		9万 7,000 円
3080	女		昭和56年生		7万 2,000 円
3081	女		昭和54年生		7万 2,000 円
3082	女		昭和40年生		7万 1,000 円
3083	女		昭和32年生		7万 5,000 円
3084	女		昭和57年生		6万 9,000 円
3085	女		昭和57年生		6万 9,000 円
3086	女		昭和55年生		7万 1,000 円
3087	女		昭和45年生		8万 5,000 円
3088	女		昭和33年生		7万 5,000 円
3089	女		昭和32年生		9万 6,000 円
3090	女		昭和52年生		8万 5,000 円
3091	女		昭和29年生		7万 3,000 円
3092	女		昭和50年生		7万 3,000 円
3093	女		昭和47年生		19万 7,000 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、A社（現在は、B社）における昭和52年11月15日から53年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、資格取得日に係る記録を52年11月15日に、資格喪失日に係る記録を53年3月1日とし、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月11日から54年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、同社の申立期間に係る給与明細書が一部残っているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和52年12月から53年3月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。また、B社は申立期間当時、当該保険料は翌月控除をしていたと説明しており、同社から提出された社会保険取得台帳には、申立人が被保険者資格を昭和52年11月15日に取得した旨の記述があることが確認できる。さらに、申立人の所持する53年3月分の給与明細書に記載された勤務日数は16日となっており、申立人が53年3月の初旬ごろまで勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和52年11月15日から53年3月1日までの期間については、申立人がA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機

会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年11月から53年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和52年9月11日から同年11月14日までの期間については、申立人が所持する52年9月から同年11月の給与袋から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は当該期間の給与明細書を所持していないことから当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。また、B社から提出された社会保険取得台帳において、申立人が被保険者資格を昭和52年11月15日に取得した旨の記述があることについて、同社は、当時、厚生年金保険の加入については本人の希望を尊重した結果、健康保険にのみ加入し、厚生年金保険に加入しない者もあり、申立人については、当該日に同社が加入するC健康保険組合の健康保険のみに加入したものであると供述していることから、A社は、申立人について当該日に健康保険の被保険者資格を取得したとして、当該日以降に係る健康保険料を控除するとともに、併せて、誤って厚生年金保険料の控除を行ったと考えられる。

申立期間のうち昭和53年3月1日から54年1月1日までの期間については、申立人の所持する53年3月分の給与明細書に記載された勤務日数は16日となっていることから、申立人が53年3月初旬ごろまで勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、申立期間当時の人事関係書類を廃棄していることなどから、申立人が同社で勤務していた期間については不明としており、同社が加入していたC健康保険組合も既に解散していることから、健康保険の加入状況も確認できない。

また、申立人は、申立期間におけるA社の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について照会したところ、連絡の取れた4名は、いずれも申立人のことを記憶していなかった。

加えて、申立人は、昭和53年4月から同年12月までA社を休職していたが、当該期間に係る厚生年金保険料については、同社を退職する前にまとめて支払い、領収書を受領したと供述しているところ、申立人は当該領収書を紛失したとしており、このほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間（昭和52年11月15日から53年3月1日までの期間を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月16日から46年1月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B事業場に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時、A社B事業場に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に対するA社の回答文書及び事業主の供述から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和46年1月5日に同社B事業場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年11月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和45年12月16日として届け出たとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時、A社C支店に継続して勤務しており、同社も厚生年金保険に係る事務手続の誤りを認めているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から社会保険事務所に提出された「被保険者資格喪失届（訂正届）提出理由書」の写しから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和51年4月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年2月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社C支店に係る厚生年金保険の資格喪失年月日を昭和51年3月31日と誤って届け出たとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年12月から48年9月までについては3万6,000円、同年10月から49年12月までについては4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月25日から50年1月10日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、申立期間当時、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、同僚の厚生年金保険加入記録及び事業主の供述により、申立人は、申立てに係る期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の同僚の記録から、昭和47年12月から48年9月までについては3万6,000円、同年10月から49年12月までについては4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、これを確認できる資料が無いことから不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険並びにC厚生年金基金の記録における資格取得日が昭和50年1月10日となっており、公共職業安定所、社会保険事務所等が誤って同じ資格取得日と記録したことは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年12月から49年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年12月21日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月21日から42年1月1日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、B社から新たに設立されたA社に移籍したが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚等の証言により、申立人がB社及び関連会社のA社に継続して勤務し（昭和41年12月21日にB社からA社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和42年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、A社は、申立期間前の昭和41年4月21日にB社から分離独立し法人登記された会社であり、申立人と同様に同社に移籍した同僚は、申立期間当時の従業員数は10名程度であったと供述していることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年1月の社会保険庁のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間においてA社は適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年10月から10年9月までの標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年10月26日まで

社会保険事務所職員の個別訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。

しかし、申立期間当時、同社では、施工管理監督員として勤務しており、社会保険関係の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から10年9月までは47万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年10月26日以降の同年11月11日に、申立人を含む10名の標準報酬月額^{そきゅう}の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合には、平成8年10月から10年9月までの標準報酬月額が47万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡及^{そきゅう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の47万円とすることが必要と認められる。

東京厚生年金 事案 3101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社労働組合から同社本社への異動はあったが、同社に継続して勤務し厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る在職期間証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和54年10月1日に同社労働組合から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年11月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和54年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、昭和40年4月4日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、同年6月7日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月4日から同年6月7日まで

私は昭和40年4月4日にA社に入社し、同年6月7日まで同社B事業所で勤務した。申立期間の給料明細書の一部と、源泉徴収票があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認、標準報酬決定通知書控え及び申立人と同時に入社した同僚が所持する厚生年金保険被保険者証から、申立人が昭和40年4月4日にA社B事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、その時に払い出された記号番号を用いて昭和40年6月7日にA社で被保険者資格を取得している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿には、申立人と同日に資格を取得した13人について、備考欄に「取得取消」と記載されているが、取消処理を行った日付、事由等の記載はない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由はなく、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められないため、申立人について昭和40年4月4日に被保険者資格を取得し、同年6月7日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、昭和40年4月4日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、同年6月7日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月4日から同年6月7日まで

私は昭和40年4月4日にA社に入社し、同年6月7日までB事業所で勤務しました。自分が所有する厚生年金保険被保険者証には「初めて資格を取得した年月日」が昭和40年4月4日と記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認、標準報酬決定通知書控え及び申立人が所持する厚生年金保険被保険者証から、申立人が昭和40年4月4日にA社B事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、その時に払い出された記号番号を用いて昭和40年6月7日にA社で被保険者資格を取得している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿には、申立人と同日に資格を取得した13人について、備考欄に「取得取消」と記載されているが、取消処理を行った日付、事由等の記載はない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由はなく、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められないため、申立人について昭和40年4月4日に被保険者資格を取得し、同年6月7日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和37年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を同年5月から同年12月までは1万8,000円、38年1月については3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB組合における資格取得日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年5月1日から38年2月1日まで
② 昭和43年3月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①及び②について加入の事実が無い旨の回答を得た。当該期間について厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、本人が所持する給与支給明細書及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が当時、A病院に勤務しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、A病院は、昭和38年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていない。しかし、申立人の元同僚8人（同社が新規適用になった昭和38年2月に資格取得した者で申立人が申立期間当時、一緒に働いていたとしている者）に、当時の従業員数について照会したところ、5人は記憶が無いとのことであったが、3人は、事務員、看護婦、調理師等合わせて10人から20人程度であったとし

ていること等から、A病院は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料の控除額から、昭和37年5月から同年12月までは1万8,000円、38年1月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は既に死亡しているため事業主に確認することはできないが、申立期間①において、A病院は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が所持する給与支給明細書及び元同僚の供述から判断すると、申立人が当時、B組合に勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、B組合は、昭和43年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、申立人の記憶している複数の元同僚に当時の従業員数について照会したところ、5人から回答があり、1人が当時の従業員数について事務員と看護婦合わせて5人であったとしており、もう1人は、医師（常勤1人、非常勤3～4人）、看護婦（3人くらい）、事務員（2人）がいたとしていることから、B組合は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料の控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主の家族は、事業主は既に死亡しているため不明としているが、申立期間②において、B組合は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年1月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月22日から同年2月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の初日から同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の退職証明書により、昭和63年1月22日から同社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、A社でB職として勤務していたとしているところ、同社は、B職は正社員であり、正社員については全員、入社日から厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していたと回答している。

さらに、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、昭和62年11月から63年10月末までの1年間に同社で被保険者資格を取得した56人について被保険者資格の得喪状況を調査したところ、他社での資格喪失から同社の資格取得までに未加入期間のある者が11人みられたが、このうち住所の確認できた10人に文書で照会したところ、回答のあった3人（B職）はいずれも同社に入社したとしている日に被保険者資格を取得したことが確認できることから、同社では従業員の入社時に厚生年金保険に加入させていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年2月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月1日から11年1月31日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年12月1日から11年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額となっていない。同社では、非管理部門の取締役で勤務し、社会保険の事務手続に關与する立場でなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及びA社の商業登記簿謄本により、申立人が、申立期間当時、同社の取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成10年12月28日に、8年12月1日付けの月額変更が行われ、併せて9年10月1日付け及び10年10月1日付けの算定基礎届の遡^{そきゅう}及訂正が行われ、申立人の8年12月から10年12月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、59万円から9万2,000円へ減額処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社が適用事業所に該当しなくなった平成12年3月1日に厚生年金保険の資格を喪失した被保険者及び同日前の11年1月以降に厚生年金保険の資格を喪失した48名の被保険者のうち、申立人を除く16名について、申立人と同時期に同期間の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して9万2,000円に減額処理が行われていることが確認できる。

なお、社会保険事務所にA社の滞納処分票は存在したが、申立期間より後の平成11年8月以降の期間に係るものであり、申立期間に係るものではなかったが、当時の総務部担当者であったとする従業員1名は、当時、社会保険料の分納や延納があったと思うと供述している。

加えて、申立人はA社の取締役であったものの、非管理部門担当の取締役であり、社会保険の事務手続に関与できる立場にはなかったことが、当時の役員及び総務部担当者であったとする従業員の供述により認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間における標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日を昭和21年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はしたが、A社で昭和19年10月1日から56年9月30日まで継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、異動年月日、所属先、職名等が記載された人事記録及び回答書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和21年7月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年5月の社会保険事務所の記録から、120円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和21年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年12月10日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準賞与額の記録が無い旨の回答をもらった。貸金台帳において、賞与からの厚生年金保険料控除が確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料控除を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成15年12月支給の賞与に係る貸金台帳により、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、貸金台帳から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
3118	男		昭和19年生		85万 7,000円
3119	男		昭和27年生		86万 9,000円
3120	男		昭和28年生		79万 2,000円
3121	男		昭和35年生		64万 3,000円
3122	男		昭和41年生		66万 1,000円
3123	男		昭和41年生		64万 9,000円
3124	男		昭和42年生		69万 円
3125	男		昭和45年生		67万 円
3126	男		昭和50年生		45万 9,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年9月1日、資格喪失日に係る記録を27年2月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の昭和26年9月から27年1月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年9月1日から27年2月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和26年9月1日から27年1月末までA社に勤務しており、給料明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書（昭和26年9月から27年1月支給分）及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間については、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このため、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る当該給料明細書の保険料控除額から、2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社について、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、B健康保険組合では、A社は、昭和24年から同組合の加入事業所であったと供述していること、複数の同僚が、申立期間の従業員数は30人程度に達していたと供述していること、及び新適時の記録等から、A社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。昭和45年9月からA社（関連会社を含む。）に勤務して以来、52年まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに事業主から提出された従業員名簿及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和47年7月の社会保険事務所の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことか

ら、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月30日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について1か月の空白期間が生じていた。平成2年3月末までA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の供述から、申立人が申立てに係る事業所に平成2年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は申立人の資格喪失日を平成2年4月1日とするところ、誤って同年3月30日として資格喪失の手続きをし、同年3月の厚生年金保険料を申立人から控除しながら、社会保険事務所には納付していないと供述している。さらに、上司の供述及び申立人の退職日前後の2年間に退職したほとんどの者の資格喪失日が退職の翌月1日となっていることから、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、平成2年2月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと供述していることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成15年9月から16年8月までは56万円、同年9月から18年8月までは59万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額はそれぞれ訂正前の53万円及び56万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（56万円及び59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、15年9月から16年3月までは56万円、同年4月から18年8月までは59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（53万円及び56万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は65万円、同年12月19日は50万円、16年7月20日は59万円、同年12月20日は55万円、17年7月20日は60万円、同年12月20日は57万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年7月18日

②平成15年9月1日から18年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び②の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年9月から16年3月までは56万円、同年4月から18年8月までは59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る報酬月額の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、A社から提出のあった申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、申立期間①及び②のうち、平成15年7月18日、同年12月19日、16年7月20日、同年12月20日、17年7月20日及び同年12月20日に、同社から賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、当該期間のうち、平成15年7月18日は65万円、同年12月19日は50万円、16年7月20日は59万円、同年12月20日は55万円、17年7月20日は60万円、同年12月20日は57万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和55年8月及び同年9月、同年12月は14万2,000円、62年8月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和55年8月1日から同年10月1日まで
②昭和55年12月1日から56年1月1日まで
③昭和62年8月1日から同年9月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。給与からの厚生年金保険料の控除事実等が確認できる給与支払明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

社会保険庁の被保険者記録照会回答票（資格画面）では、申立人に係る標

準報酬月額、申立期間①及び②は13万4,000円、申立期間③は17万円と記録されている。

しかし、申立人から提出のあった給与支払明細書により、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準報酬月額（申立期間①及び②は14万2,000円、申立期間③は18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は14万2,000円、申立期間③は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人から提出のあった昭和54年6月から62年8月までの給与支払明細書（申立期間①、②及び③に係る給与支払明細書を含む。）によると、給与支給額は、社会保険庁が記録している標準報酬月額よりも一貫して高額であることが確認できるが、これら給与支払明細書上の厚生年金保険料控除額については、申立期間①、②及び③を除き、同庁が記録している標準報酬月額から算出された厚生年金保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人に係る申立期間①、②及び③の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の平成3年11月から5年3月までの期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月26日から同年6月25日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成3年11月1日から5年4月26日まで
②平成5年4月26日から同年6月25日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、B社に勤務した期間のうちの申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。また、同社の関連会社であるA社に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①について、標準報酬月額を訂正し、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のB社における厚生年金保険の標

準報酬月額は、当初、平成3年11月から5年3月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、B社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年4月26日以降の同年4月30日に、申立人を含む12人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が3年11月から5年3月まで20万円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の53万円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてB社に勤務し、同社の関連会社であるA社における雇用保険の被保険者資格取得日が平成5年6月25日であることが確認できる。

また、A社の当時の社会保険事務担当者に照会したところ、申立期間②当時、同社では、申立人と同様にB社から同社の関連会社であるA社に異動させた従業員について、同社において社会保険事務手続が遅滞していたため、被保険者資格の取得に係る手続がなされるまでの期間、引き続きB社において雇用保険の被保険者資格を継続させていたが、同社が平成5年4月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったため、同年4月以降の厚生年金保険料は、A社においてこれら従業員の給与から控除していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成5年6月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月26日から50年2月20日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和48年4月2日から申立期間も含め継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出のあった申立人に係る在職証明書、事業主の供述等から判断すると、申立人が申立期間にA社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社C営業所において昭和49年10月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから同社本社において50年2月20日に同資格を再取得するまでの期間、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、B社では、申立期間当時、A社においては、同社C営業所を含め給与計算は同社本社において一括して行い、給与から厚生年金保険料を控除していたとしており、また、雇用保険の記録では、申立人の同社における申立期間前後の勤務は継続していることが確認できることから、これ

らを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年9月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、事業主が昭和49年10月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から50年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年4月の標準報酬月額記録については、事後訂正の結果47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の38万円とされている。しかし、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年4月に係る標準報酬月額の記録を47万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年4月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月12日から15年5月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間に係る資格取得日と標準報酬月額が違っていた。同社は、資格取得日と標準報酬月額を訂正したが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正部分は保険給付が行われないことになっている。訂正された記録に基づいて年金が給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間のうち、平成15年4月の標準報酬月額については、A社から提出のあった賃金台帳において確認できる報酬月額から47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成17年8月30日に申立期間に係る標準報酬月額変更届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の平成15年4月の報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成13年7月については、A社から提出のあった賃金台帳及び申立人の保管する給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、申立期間のうち、平成13年8月から15年3月までの期間については、上記賃金台帳及び給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年7月から15年3月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人（現在は、B法人）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A法人に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。昭和43年12月9日に採用され、平成3年3月31日に定年退職するまで、同法人に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人から提出された「退職手当算定調書」、申立人の保管する辞令等及び雇用保険の記録から、申立人は、A法人に継続して勤務し（昭和49年1月1日に同法人C事業所から同法人本部に異動）、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年11月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、確認できる資料は無いものの、申立てどおりの届出を行ってなかったとしていることから、事業主が申立人の資格喪失日を昭和48年12月31日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年12月の保険

料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和32年11月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月2日から同年12月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。本社支店間等を転勤していたものの、同社には昭和31年9月から平成4年6月まで継続して勤務していたので、1か月の未加入期間があるのは納得できない。申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する「社員カード」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和32年11月2日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年12月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年9月9日から同年11月1日までの期間について、申立人のA事務所における厚生年金保険の資格取得日は、同年9月9日であると認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月ごろから25年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、B地区の浄水場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同事業所には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C局が保管する駐留軍従業員カードから、申立人が記憶しているB地区の浄水場の事業所名は特定できないものの、当該浄水場を管理するA事務所に昭和22年6月18日から同年10月31日までの期間及び25年9月9日から26年1月9日までの期間に勤務していたことが確認できる。

一方、C局が保管する駐留軍従業員カードに基づき、D事務所が作成した申立期間に係る厚生年金資格確認票によると、申立人は、昭和25年9月9日から26年1月9日まで厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の厚生年金保険の資格取得日を昭和25年9月9日と社会保険事務所に届け出たものと認められる。

なお、昭和25年9月9日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額

については、申立人のA事務所における25年11月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和22年2月ごろから24年4月1日までの期間については、駐留軍施設に勤務する日本人労働者は、国の雇用者であるとの身分を有していたものの、社会保険制度が適用されたのは、24年4月1日からであり、A事務所も当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立期間のうち、昭和24年4月1日から25年9月9日までの期間については、申立人が記憶している複数の同僚は既に死亡し、又は所在が不明であり、当時の状況を確認することができないほか、社会保険事務所が管理する当該期間に係るA事務所の厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人が当該期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できない。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間のうち、昭和22年2月ごろから25年9月9日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年5月1日）及び資格取得日（昭和43年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和43年4月1日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和43年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月1日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において再度資格を取得しており、同年5月1日から同年6月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事原簿から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる上、事業主は、「申立人は申立期間において正社員であり、正社員であれば、厚生年金保険に加入していたはずである」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和50年4月1日、資格喪失日が52年4月1日とされ、当該期間のうち、52年3月30日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月30日から同年4月1日まで
A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A事業所から提出された申立人に係る人事記録、退職願及び同事業所に対する照会回答結果から判断すると、申立人が、同事業所に昭和52年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年2月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成9年5月30日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失訂正

の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和48年4月1日、資格喪失日が50年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月30日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月30日から同年8月1日まで
A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A事業所から提出された申立人に係る人事記録、退職願及び同事業所に対する照会回答結果から判断すると、申立人が、同事業所に昭和50年7月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年6月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成9年5月30日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失訂正

の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年6月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月29日から同年6月12日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間のころに異動はあったが、同社には昭和27年11月2日に入社し、平成3年3月26日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の職員名簿から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和33年4月29日に同社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、申立期間当時、A社D営業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。しかしながら、前述の人事異動は同一企業内に新設された営業所への転勤であり、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間においては、申立人は、申立期間の直前に勤務していた同社C営業所において、引き続き厚生年金保険の被保険者であったと認めることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の総務勤労部長は不明としているが、申立人の転勤先であるA社D営業所が営業を開始した昭和33年4月29日は社会保険事務所が知り得ない日であることから、社会保険事務所の記録どおり、事業主が、申立人の同社C営業所における資格喪失日を同年4月29日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 3154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年1月21日、資格喪失日に係る記録を24年5月2日とし、申立期間の標準報酬月額を23年1月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは7,200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月21日から24年5月2日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和18年ごろに同社に入社し、23年1月から24年4月ごろにかけて、D、C、Eに転勤したが、41年8月に退職するまでの間、申立期間も継続して同社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する社員身上調書、退職名簿及びA社C支店の社員給与額表（昭和24年3月25日現在）の記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社が現在保管している資料では、申立期間中における申立人の人事異動の詳細を確認することができないものの、申立人が前妻宛てに送付したとする書簡を保管しており、その封筒の差出人の部分には、申立人の氏名に併せて「A社E出張所」の名称及び所在地のゴム印が押されていることが

確認できる。

また、申立人の転勤先や赴任の時期等、申立期間当時における申立人の勤務等に関する供述は具体的であり、不自然な点は見当たらないことから判断して、当該期間中において、申立人はA社D出張所、C支店、E出張所でそれぞれ勤務していたことは事実であると考えられる。

さらに、B社の人事担当者は、申立期間当時、A社D出張所及びE出張所は、同社C支店の所属であり、給与の支払や社会保険の加入手続等を同支店で行っていた旨を供述している。また、同社C支店の社員給与額表から確認できる従業員21人のうち、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に19人の記録が確認できることから、申立人は同支店で厚生年金保険に加入していたと判断することが妥当である。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年1月から7月までは、社会保険事務所のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる、申立人と同年代の他の従業員の同年1月の記録から600円（当時の標準報酬月額の上限）とし、同年8月から24年4月までは、社員給与額表に記載されている申立人の給与の総支給額から7,200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のB社人事担当者は、A社C支店における厚生年金保険の被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届の事務手続上の誤りの可能性があり、また、社会保険事務所からの納入告知書に基づいて保険料の納付を行っているため、請求が無いことによる納付漏れの可能性は否めないと供述している。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことから、事業主から社会保険事務所への申立期間の資格取得、喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和23年1月から24年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月まで

私は、勤務先を辞めた後の昭和 55 年に市役所で国民年金の加入手続を行った際、市の職員から勧められて、さかのぼって保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が所持する領収証書によれば、国民年金に加入した当時にまとめて納付したと主張する金額は、納付済みと記録されている昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの保険料を一括で現年度納付した金額とおおむね一致しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 55 年 6 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶はないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から51年3月まで

私は、夫の転勤に伴って転居した村から勧められて、国民年金の加入手続きを行い、期日を決めて自宅近くの集会所に集金に来ていた村の職員に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金に加入した時期及び申立期間当時の保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する年金手帳及び申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和51年4月に国民年金に任意加入したことが確認できる上、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。さらに、申立人には、37年4月ごろに別の国民年金手帳の記号番号が払い出されており、37年5月から40年5月までの保険料を納付していることが確認できるものの、申立人は、その当時に国民年金に加入していたこと及び当時の保険料の納付に関する記憶はなく、保険料は親が納めてくれたと思うが、親から年金手帳を受領した記憶はないと供述しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月まで

私の国民年金については、亡妻から、昭和 36 年 6 月に、夫婦二人分の国民年金の任意加入手続を行い、その時に 25 年分の国民年金保険料を一括で納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 42 年 9 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する証明書類によれば、申立人は、申立期間は共済年金に加入しており、国民年金には加入できない期間である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年4月まで

私は、昭和59年11月に転職した会社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間、国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。妻の保険料は納付済みとなっているのに、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は厚生年金保険の被保険者資格喪失後に妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人が国民年金に加入した場合、妻は強制加入被保険者となるはずであるが、昭和61年3月まで任意加入被保険者のままとなっている。また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、妻は、申立人が現在所持する厚生年金手帳以外の年金手帳を見た記憶は無いと説明しているなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、妻は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、自身の昭和59年度の保険料を59年4月に一括して前納していることから、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和59年11月以降に国民年金に加入した場合、59年度の保険料は別に納付しなければならないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5070

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 4 月まで

私は、国民年金に任意加入し、途中からは付加保険料も一緒に口座振替で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、60 歳到達後に国民年金の任意加入手続をした時期に関する記憶が曖昧である。また、申立期間のうち昭和 61 年 3 月までの期間は、当時の国民年金の制度上、60 歳以降は国民年金に任意加入することができなかった期間である上、申立人が、申立期間の保険料を口座振替により納付していたとする預金口座の取引明細では、申立期間の保険料額が口座振替された記録を確認できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 55 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 55 年 7 月まで

私は、国民年金保険料を区役所及び金融機関で納付していた。1 か月の保険料額は 4,900 円だったことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び加入時期に関する記憶が曖昧である上、納付したとする金額は当時の保険料額と大きく異なっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 7 月時点では、申立期間は任意加入適用の期間であることから、制度上、保険料をさかのぼって納付できない期間である上、申立人は、申立期間当時、手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年10月まで

私は、結婚したときに実家の両親にすすめられ、昭和44年ごろに区の出張所で国民年金の任意加入の手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料額等に関する記憶が曖昧である上、申立期間当初の印紙検認方式による保険料納付の記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の任意加入日が昭和50年11月20日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人は現在所持する手帳以外に手帳を所持した記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から48年9月まで

私の夫は、昭和49年か50年に、私たち夫婦の未納だった国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫が夫婦二人分の保険料をまとめて納付したとする昭和49年及び50年時点では、第2回特例納付が実施されており、申立期間のうち44年2月から48年3月までの保険料を特例納付することはできるものの、申立人の夫は、納付金額、具体的な納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、第2回特例納付により納付されたと記録されている申立人の保険料は、60歳まで保険料を納付した場合に、国民年金の受給資格を満たすために必要な納付月数が納付されており、申立人の夫は、申立人が受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して特例納付したものと考えられるなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立期間のうち48年4月から同年9月までの期間については、申立人は、上述の特例納付を50年12月に行っていることが確認できるが、この納付時点では、第2回特例納付の納付対象期間ではないことに加え、時効により保険料を過年度納付することができない期間であることから、納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

東京国民年金 事案 5077

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、母親が保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から54年3月まで

私の妻は、私が会社を退職した昭和48年に、区の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を納付したとする申立人の妻は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額、納付期間等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、妻も申立期間の一部の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から49年12月まで
私の夫の国民年金保険料は、私が納付していた。申立期間の私の保険料が納付済みであるのに、私の夫の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納めていたとする申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻の、保険料納付の時期、納付場所、納付金額についての記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年2月時点では、申立期間のうち49年1月から同年12月までの期間の保険料は過年度納付が可能な期間であるが、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料をまとめて納付した記憶がなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年2月まで

私の国民年金は、昭和44年に会社を辞めた後、父に言われる通り国民年金の加入手続をし、保険料は父が納めてくれた。結婚後は国民年金の資格喪失の手続をして、その後すぐに再加入した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金への加入手続の時期、手続の場所、保険料の納付時期、納付場所等の記憶は曖昧である上、申立人の保険料を納付していたとする父親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、記録訂正が行われた平成12年以前は、申立期間は未加入期間として記録管理されていたことが確認できるなど、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録により昭和51年3月に任意加入を行っていることが確認でき、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 62 年か 63 年ごろ、自宅に来た役所の職員から国民年金保険料の未納期間がある旨の説明を受け、その後、役所の窓口で未納分の保険料をさかのぼって一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び一括納付した金額に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年 8 月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年12月までの期間、44年3月及び同年4月、45年12月から48年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、48年7月から49年10月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年11月から43年12月まで
② 昭和44年3月及び同年4月
③ 昭和45年12月から48年6月まで
④ 昭和48年7月から49年10月まで

私は、申立期間①、②及び③について、会社を退職後、家事手伝いをしており、その期間の国民年金保険料は、母が父の保険料と一緒に納めてくれていたと思う。申立期間④については、私が、婚姻後にさかのぼって保険料を納付したので、母が納付してくれた分と重複して納付したと思う。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされ、申立期間④の保険料が、還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①、②及び③については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、自身の国民年金の加入手続や納付に関する話を両親から聞いた記憶はないと説明している。また、申立期間④については、申立人は納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人及び申立人の母親が申立人の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和41年11月から43年12月までの期間、44年3月から同年4月までの期間及び45年12月から48年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、48年7月から49年10月までの期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から61年3月まで

私は、昭和45年に市役所で国民年金の加入手続をし、市役所窓口で毎月国民年金保険料を納付していた。47年及び56年に転居しているが、それぞれ区役所の窓口で納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の金額及び納付方法に関する記憶が曖昧である上、申立期間は未加入期間であるため、制度上保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年6月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5096

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 56 年 6 月まで

私は、申立期間当初に区役所で国民年金の再加入手続を行い、納付書により金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 53 年 6 月に国民年金に加入したことが確認できるものの、54 年 5 月から 55 年 2 月までの厚生年金保険加入期間後の申立期間当初の国民年金の再加入手続の状況及び保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月及び同年6月、5年11月及び同年12月、7年6月から同年9月までの期間、同年11月から9年2月までの期間、同年6月から10年2月までの期間及び同年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月及び同年6月
② 平成5年11月及び同年12月
③ 平成7年6月から同年9月まで
④ 平成7年11月から9年2月まで
⑤ 平成9年6月から10年2月まで
⑥ 平成10年4月から11年3月まで

私は、国民年金に加入してから60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。また、申立期間①、②、③及び④については、申立人の夫は、当該期間の大部分の保険料が未納となっており、申立期間⑤及び⑥については、申立人は、当該期間の直前の平成9年3月から5月までの保険料をそれぞれ時効により納付できなくなる月の前月に納付しており、当該期間の間の10年3月の保険料も過年度納付している。さらに、申立期間は、約6年間で6回に及び、これだけの回数事務処理誤りが起こることも考えにくいなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から53年3月まで

私は、国民年金に加入した後、区から納付勧奨の手紙を受け取り、区の出張所で相談した上で、昭和53年4月から6月までの国民年金保険料を納付した53年4月24日より前に、申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付方法、納付額の記憶に曖昧な点がある上、夫婦連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている夫も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5108 (事案 788 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から50年3月までの期間及び60年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から50年3月まで
② 昭和60年4月から同年9月まで

私は、両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を納付していたとする母親から当時の状況を聴取することが困難であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年3月時点では申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月6日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は両親が保険料を納付していたと再度主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5109

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から52年12月まで

私は、20歳時に市役所から国民年金の加入案内が届いたので、国民年金に加入し、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立期間当初の保険料の納付方法である印紙検認による保険料の納付の記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年3月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5110

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、元妻が納付していたはずである。また、当時は仕事も順調であり、保険料を納付する資力は十分にあったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、保険料の納付状況等が不明確である上、元妻も申立期間の自身の保険料は未納となっている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 38 年 4 月時点では、申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であったが、申立人は元妻から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶がないと説明しているなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 57 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 57 年 4 月まで

私は、夫の後輩から任意でも国民年金に加入しておいた方がよいと言われ、娘が誕生した後の昭和 39 年 3 月頃に夫と一緒に区役所に行き国民年金に加入し、送られてきた納付書により金融機関から国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金への加入時期、保険料の納付方法、納付場所等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年 5 月に国民年金に任意加入することで払い出されており、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から10年1月まで

私の母は、私が平成5年3月に勤務先を退職した後、区役所で国民健康保険と国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の国民年金は未加入で保険料の納付記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は加入時期等の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成12年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から49年3月まで

私は、昭和43年に転居後、国民年金加入の勧奨通知が届いたので、市役所で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期の記憶が曖昧である上、申立期間当初の保険料の納付方法である印紙検認による納付の記憶が無い。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和50年3月ごろに妻と2番違いで払い出されており、その妻の保険料も申立期間は未納及び未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年3月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を夫の分と一緒に納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所等の記憶が曖昧である。また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、一緒に保険料を納付していたとする夫も、申立期間の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 44 年 7 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5115

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から41年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、私の妻が、区役所の出張所等で納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする妻から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人と一緒に保険料を納付していたとする妻の申立期間の保険料も未納であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 57 年 11 月までの期間及び 59 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月から 57 年 11 月まで
② 昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月まで

私の妻は、私が会社を退職した昭和 59 年 7 月に区の出張所で私の国民年金の加入手続をし、当該会社に就職する前の未納だった国民年金保険料をまとめて納付し、その後、定期的に私の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、納付したとする保険料額の記憶が曖昧である上、まとめて保険料を納付したとする昭和 59 年 7 月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。また、申立期間②の直後の 61 年 4 月から同年 6 月までの保険料を、63 年 7 月に過年度納付していることが確認できる。さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間②の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 44 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった申立期間当初に私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間当時、実家のある町から県外に転出しており、母親が当該町で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の保険料を納付することは困難であると考えられるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 41 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 41 年 2 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されており、同居していたとする兄夫婦も申立期間のうち国民年金加入期間の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 52 年 2 月まで

私は、勤めていた会社の総務担当者から国民年金に加入することを勧められ、会社退職の翌月の昭和 51 年 5 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 52 年 4 月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳においても、当該手帳記号番号払出しの前月に国民年金に任意加入した旨が記載されていることから、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 12 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 49 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳の時に私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を姉の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、母親から渡されたとする申立人の国民年金手帳は、申立期間後の昭和 49 年 5 月に発行されていることが確認できるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 6 月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間及び 2 年 5 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
② 平成 2 年 5 月から同年 8 月まで

私は、昭和 48 年に義姉の勧めで国民年金に任意加入してから、平成 14 年に厚生年金保険に加入するまで、納付書で国民年金保険料を納付し続けた。第 3 号被保険者期間中も納付書で保険料を納付したが、そのことが記録に反映されていないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の第 3 号被保険者への切替えは、第 3 号被保険者制度発足により昭和 61 年 4 月 1 日に任意加入者から切替えになった他の第 3 号被保険者と同時期の 61 年 4 月 18 日に処理されており、この月以降に納付書が送付されていたとは考え難い。

また、申立期間②については、夫の健康保険被扶養者記録は当該期間は被扶養者期間であるが、平成 2 年 4 月及び同年 9 月の強制加入と第 3 号被保険者からの切替手続は同年 12 月 12 日に一括で処理されていることが確認でき、昭和 61 年 4 月から平成 2 年 12 月までは継続して第 3 号被保険者となっていたことがオンライン記録により確認できることから、当該期間の納付書が送付されていたとは考え難いなど申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から45年10月まで

私は、国民年金保険料を過去にさかのぼって納められる制度があることを知ったので、昭和45年10月に国民年金の加入手続を行い、過去の保険料をさかのぼって全部納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、現在所持する国民年金手帳は、昭和45年10月の加入手続時に交付されたものであると説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは50年12月ごろであり、当該手帳記号番号により45年10月に保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）中に、申立人は48か月分の保険料を、妻は12か月分の保険料を特例納付していることが確認できるが、妻が記憶する申立人がさかのぼって納付したとする保険料額は、当該特例納付で納付した二人分の保険料とおおむね一致しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月までの期間及び 40 年 2 月から 45 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月まで
② 昭和 40 年 2 月から 45 年 10 月まで

私は、国民年金保険料を過去にさかのぼって納められる制度があることを知ったので、夫が昭和 45 年 10 月に国民年金の加入手続を行い、過去の保険料をさかのぼって全部納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、現在所持する国民年金手帳は、昭和 45 年 10 月の加入手続時に交付されたものであると説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは 50 年 12 月ごろであり、当該手帳記号番号により 45 年 10 月に保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、第 2 回特例納付実施期間（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）中に、申立人は 12 か月分の保険料を、夫は 48 か月分の保険料を特例納付していることが確認できるが、申立人が記憶する夫がさかのぼって納付したとする保険料額は、当該特例納付で納付した二人分の保険料とおおむね一致しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 11 月まで

私は、申立期間①については、結婚直後に国民年金の再加入手続をし、金融機関で国民年金保険料を納付してきた。また、申立期間②については、当時は第 3 号被保険者の仕組みを知らず、継続して口座振替で保険料を納付していた。申立期間①の期間の保険料が未納とされ、申立期間②が第 3 号被保険者期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付状況等の記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳に、申立人の住所変更手続は当該期間より後の昭和 51 年 7 月 21 日に行われていることが記載されていること、申立人の被保険者台帳が結婚後に居住していた区を管轄する社会保険事務所に移管されたのは 51 年 10 月 26 日であったことが確認でき、これらの時点では当該期間の一部は、時効により保険料を納付することができない上、申立人は、加入手続時にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間②については、申立人の夫名義の口座の取引記録から、保険料の口座振替が当該期間直前の 61 年 3 月で終了しており、当該期間の保険料は口座振替で納付されていないことが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、大学生の時に国民年金に任意加入し、母に国民年金保険料を納付してもらったことを記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に居住していた区において、国民年金の加入手続及び年金手帳の交付を受けた記憶は曖昧であり、また、申立期間の保険料を納付したとする母親は、申立期間当時に自身の居住する市において、申立人の国民年金の加入手続及び年金手帳の交付を受けた記憶は無いと説明している。

さらに、母親の所持する領収証書から、申立期間直後の平成3年4月から4年3月までの保険料は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された5年5月に過年度納付していることが確認できるなど、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の上記手帳記号番号が払い出された平成5年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 48 年 9 月まで

私は、子供の同級生の母親である友人から、厚生年金保険被保険者の配偶者には、国民年金の任意加入制度があることを教わり、友人が任意加入したと聞いたので、自分も国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、友人が国民年金に任意加入したことを聞いた時期及び加入時期に関する説明を変遷させており、加入手続及び申立期間の保険料の納付に関する記憶も曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の昭和 48 年 10 月に払い出され、同月 4 日から任意加入となっており、任意加入の場合は、制度上、保険料をさかのぼって納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 61 年の初夏に区役所出張所の国民年金相談会に参加し、国民年金に加入した。そこで、国民年金保険料 2 年分をさかのぼって納付すれば、25 年の受給資格期間を満たすことができると教わったため、2 年分の保険料を一括納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 61 年に国民年金に加入し、2 年分の保険料を一括納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 62 年 8 月に払い出されており、申立人が所持する国民年金の領収証書から、申立期間直後の 60 年 7 月から 62 年 3 月までの期間の保険料は、時効期間経過後の納付による過誤納及び充当を除き、62 年 10 月から平成元年 4 月にかけて、時効期間が経過する直前に過年度納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 62 年 8 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、前身のB社から独立して設立した際に転籍入社し、申立期間も勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたのではないかと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社における申立人の同僚の供述から、申立人は、申立期間も、同社において勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、昭和 44 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、申立人と同時期にB社からA社に継続して勤務した従業員 6 人に照会したところ、5 人から回答があり、そのうちの二人は、具体的な記憶は無いものの、B社から引き続いて設立された会社に転籍入社したので、厚生年金保険料控除がされていたのではないかと思うとしている一方、残る 3 人は、申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除については不明であると供述している。

さらに、A社が厚生年金保険の新規適用事業所になった昭和 42 年 4 月 1 日と同日付けで厚生年金保険の被保険者となった者が申立人を含め 11 人いるこ

とが確認できるところ、申立期間当時、事業主が経理事務も担当していたと従業員が供述していることから、事業主が、適用事業所になっていないことを知りながら、申立人を含め従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から32年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A局B事務所に勤務した申立期間の厚生年金保険の記録が無かった。申立期間は、正規職員の補助業務に係る臨時職員として勤務していたことは確かであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA局B事務所の上司及び同僚二人の具体的な供述から、申立人が同事務所において正規職員の補助業務に係る臨時職員として、申立期間に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、A局B事務所は、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、A局は、申立期間当時における臨時職員の人事記録等の資料が無く、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いは不明であると回答している。

また、前述の上司は、正規職員は全員共済組合に加入していたが、臨時職員の厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料控除は不明と回答しているほか、前述の同僚二人は、申立人と一緒に勤務していたC部署では、臨時職員が厚生年金保険や共済組合に加入することはなく、かつ、給与から厚生年金保険料等の控除は無かったと供述している。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるA局D事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記載は無かった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 25 日から 8 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成 6 年 3 月 1 日から 7 年 12 月 31 日まで勤務していたので、勤務していた期間のうち、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職証明書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間について同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、給与からの厚生年金保険料の控除については翌月控除としているところ、同社から提出された申立人に係る賃金台帳から翌月控除であることが確認できる上、最後の給与となった平成 7 年 12 月分の給与では同年 11 月分の 1 か月分の厚生年金保険料しか控除されておらず、同年 12 月分の厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、A社から提供された、社会保険事務所から同社に通知された平成 8 年 1 月分納入告知書に係る増減内訳書によれば、事業主から社会保険庁に対し申立人に係る 7 年 12 月分の厚生年金保険料が納入されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月から 51 年 5 月まで
② 昭和 51 年 9 月から 52 年 7 月まで

A社に勤務していた昭和50年3月から51年5月までの期間及び同年9月から52年7月までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間①及び②について勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは、同社の風俗営業許可証に管理者として申立人の氏名が記載されていることから、確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

また、A社の当時の事業主は既に死亡している上、同社を設立したとするB社においても、当時の資料は保存されていないことから、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人が記憶するA社での同僚の連絡先は不明であることから申立内容に関する事情を聴取することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月25日から47年11月15日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和47年11月14日まで勤務をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場の元従業員の供述により、申立人は申立期間に同社同工場に勤務していたことがうかがわれる。しかしながら、B社では、申立人を直接雇用せずに、同社の下請企業であったA社に在籍させた上で、派遣勤務の形式によりB社C工場において勤務させていたと供述しており、申立人が従業員として在籍し、実際に給与の支給を受けていたとするA社においては、昭和46年1月25日付けで申立人の厚生年金保険及び健康保険の資格喪失手続きをしている上、申立人の資格喪失届が提出された46年2月22日には、申立人の健康保険被保険者証が返還されていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社では、給与事務並びに社会保険事務事務に関しては、すべて社長が行っていたが、当該社長は既に死亡している上、現在では事業を行っていないため、当時の厚生年金保険の手續及び申立人の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人の勤務先であったとするB社では、申立人が同社従業員であった記録は無いと供述している。

このほか、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭

和 46 年 1 月 25 日以降に、同社以外の B 社の下請企業に転籍した事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月から26年5月ごろまで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、厚生年金保険加入記録が無い。申立期間には確かに同社に勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、この期間、厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、A社では、同社の昭和19年からの従業員に係る厚生年金保険資格取得の書類において、申立人の氏名は確認できず、他に申立期間当時の人事記録等の資料を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時勤務していた複数名の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者がいないことから申立内容に関する事情を聴取することができない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 18 日から 46 年 1 月 24 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 43 年 1 月 18 日から 46 年 1 月 23 日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚であった申立人の兄等の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間において勤務していたとするA社は、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の適用事業所にはなっていない。

また、同社は既に解散しており、当時の事業主は死亡している上、当時の人事記録等の資料が保存されておらず、同僚であった兄の供述によると、当時の事業主から厚生年金保険に加入していたという話は聞いていないとしている。

さらに、申立人は兄以外の同僚の氏名等を記憶していないことから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間において雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。進駐軍施設に勤務していたときに知り合った元C国軍人の同僚と一緒にA社に入社し、勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録は確認できない上、B社は、申立期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の申立期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除等については確認できないとしている。

また、申立人は、進駐軍施設に勤務していたときに知り合った元C国軍人の同僚が、C国の食品会社の販売代理権を持っており、上記販売代理権を利用してA社の業務拡大を図るという条件で、当該同僚と一緒に同社に入社し、二人で食品販売の業務を行っていたと供述しているが、社会保険事務所の同社の厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の氏名が無く、連絡先も不明であるため、当該同僚から申立人の申立期間に係る勤務の実態を確認することができない。そして、申立人が記憶していたもう一人の同僚に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したものの、申立人のことを記憶していない。

そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、5人の従業員から回答があり、そのうちの一人は申立人のことを記憶していたものの、申立人と

一緒にコーヒーを飲んだという記憶があるだけで、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については分からないとしており、残る4人の従業員は申立人のことを記憶していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 30 日から 44 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 43 年 12 月末まで同社と雇用関係があったはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 44 年 1 月 1 日であると申し立てている。

しかし、A社は、既に解散しており、同社の業務の一部を引き継いだB社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

また、申立期間当時のA社の経理担当者は、当時の同社は、12月28日又は29日まで営業しており、最終営業日が退職日となったのではないかと供述している。そして、社会保険事務所の当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間及びその前後の年末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している従業員について、資格喪失日を確認したところ、申立人と同日に資格喪失している従業員が4人、昭和42年12月29日に資格喪失している従業員が二人、同年12月30日に資格喪失している従業員が一人となっており、翌年1月1日が資格喪失日となっている従業員は見当たらない。

さらに、申立人が氏名を記憶していた複数の同僚に対し、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、二人の同僚が申立人のことを記憶していたが、申立人の退職日や厚生年金保険料の控除については分からないとしている。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年

金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入している複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月17日から36年11月1日まで
② 昭和39年1月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び、C社D支店に勤務していた期間のうち、申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社ともに1年以上は勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間もA社に勤務していたと申し立てているが、当該期間のうち、昭和35年11月1日から36年10月31日までの期間については、E共済組合の加入記録によると、申立人は、F局で勤務し、退職一時金を受給していることが確認できることから、A社に勤務していたことを認めることはできない。

また、B社が保管していた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、昭和35年6月17日が資格喪失日になっており、社会保険事務所の記録と一致する上、同年6月27日に政府管掌健康保険の被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、申立期間①当時の事業主は、既に死亡しており、申立人は、申立期間①当時の同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していた複数の従業員に申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

申立期間②については、申立人は、当該期間もC社D支店に外務員として勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、申立期間②当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。

また、申立人は、申立期間②当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のC社D支店の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していた複数の従業員に申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、C社の人事担当者は、当時、申立人のような外務員については、3か月又は6か月ごとに営業成績の査定を行い、その結果で社会保険の加入の有無を決めており、査定結果によっては勤務実態がありながら、厚生年金保険の資格を喪失させる取扱いがあったと供述している。また、申立期間②当時に同社D支店に勤務していた複数の従業員のうちの一人も、当該人事担当者と同様のことを供述しており、当該従業員は、「自分は、5年間当該事業所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、おおむね2年間程度しかない。」と供述している。

このほか、両申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年ごろから29年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B支店C出張所に勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、季節労働者として同社同支店同出張所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶していた複数の同僚が、A社から提出のあった申立期間当時の同社B支店C出張所の正規職員の名簿に氏名の記載があることから、申立人は、勤務期間は特定できないが、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の同社B支店C出張所の正規職員の名簿に申立人の氏名の記載が無いため、申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないと回答している。

また、申立期間当時のA社B支店の人事担当者は、当時の同社では、社員、準社員、雇員、傭人と採用形態や勤務形態ごとに従業員の階層があり、社員、準社員、雇員といった正規職員については、厚生年金保険に加入させていたが、申立人のような季節労働者については、傭人として現地の出張所において雇用しており、非正規職員であったため厚生年金保険には加入させていなかったと供述している。

さらに、社会保険事務所のA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 47 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B区が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿において、昭和 46 年 1 月 1 日付けの国民年金保険被保険者資格の喪失及びA社の社名が記載されていることから、申立期間に所在地がB区、C区又はD区であった同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所では、事業所が厚生年金保険の適用事業所となる際には、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿に当該事業所名が適用年月日順に記載され、保存されることとなっているが、同名簿には、B区、C区及びD区において、A社及び同社と名称が類似している飲食店の事業所の記録が無い。

また、法務局が管理していた申立期間当時の法人の記録については、既に保存期間を経過しているため、A社等の記録を確認できない。また、申立人は、同社の飲食店で管理等に従事していたとしているが、飲食店等の事業所が加入する健康保険組合や国民健康保険組合においても、同社の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は、事業主の氏名を記憶していない上、同僚については、名字のみの記憶であることから、当該同僚を特定することができず、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、口頭意見陳述において、申立人より勤務の状況や厚生年金保険料の

控除等についての具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 11 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、玩具の販売員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主及び経理担当者が死亡しているため、申立人の同社における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は確認できず、整理番号にも欠番は無い。

さらに、当時の従業員は、「販売を担当している者の中には、他社からの派遣社員やアルバイトがおり、アルバイトは厚生年金保険に加入していなかった」と供述している。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 30 日から 23 年 9 月 6 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、20 年 9 月 30 日に資格を喪失後、23 年 9 月 6 日に同社において再度、資格を取得しており、20 年 9 月 30 日から 23 年 9 月 6 日までの被保険者記録が無い。

一方、A社は、申立人の依頼により、昭和 19 年 10 月 1 日から 26 年 5 月 3 日まで在籍していたとする在職証明書を発行しているが、同社が保管している厚生年金健康保険被保険者名簿には、資格取得日が昭和 23 年 9 月 6 日と記録されており、申立期間に申立人が、同社に在籍していたことを確認できる資料は無い。

また、申立人には、成年後見人が選任されており、当時の同僚の氏名を確認できない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 19 年 10 月から同社で厚生年金保険に加入していた複数の従業員に照会したところ、昭和 20 年 5 月 1 日と同年 9 月 30 日に資格を喪失している 2 名が、挺身隊として徴用されており、そのうちの 1 名は、「申立人と同時期に挺身隊にいた」と供述している。

さらに、C図書館が保管している昭和 33 年発行のA社の「社史」によると、終戦と同時に挺身隊は徴用解除したとされている。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 29 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 57 年 4 月 1 日から 61 年 7 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係るA社の辞令により、申立人は、昭和 61 年 7 月 28 日に同社を退職したことが確認できる。

また、厚生年金保険資格喪失確認通知書により、資格喪失日が昭和 61 年 7 月 29 日であることが確認でき、A厚生年金基金の加入員台帳及びA健康保険組合の記録からも同日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社は、従業員については、退職希望日に退職させ、退職月の給与からは厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

加えて、申立人は、昭和 61 年 8 月 1 日に行われる転職先の別会社の入社式に間に合わせるため、引越しに要する期間が必要であったが、当該期間については、A社の有給休暇の制度を利用しなかったと供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 11 年 11 月 26 日まで

平成 11 年ごろ、以前経営していた A 社の資金繰りが悪化し、厚生年金保険料を滞納したため、再々、B 社会保険事務所より督促を受けていたが、同社会保険事務所から、「これ以上待てない、もう延期も出来ない、社会保険を脱退してくれ、残金は代表者の年金で調整する。今後もらう年金は年額 3 万円くらい減額になるが、掛けている年数は減らさないようにする。払えない会社にはこの方法で処理している。」と説得され、了承した。私の既に納めた年金からなぜ会社の滞納した保険料に充当できるのか理解できない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 11 年 11 月 26 日）まで厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、A 社が適用事業所でなくなった日以降の平成 12 年 1 月 4 日付けでさかのぼって 7 年 6 月から 11 年 10 月までの標準報酬月額を 59 万円から 9 万 2,000 円に減額されていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

しかし、申立人は、A 社の経営環境が悪化した際に、B 社会保険事務所と複数回にわたって滞納保険料の整理について交渉していたとしており、その際に、同社会保険事務所の職員から、滞納した保険料は代表者の標準報酬月額の設定により解消する方法があること及び保険料を払えない会社はこの方法で処理していると説得され、自ら届出書類に会社の実印を押したと供述している。以上のことから、A 社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として自

らの標準報酬月額の減額処理について同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月 29 日から 28 年 2 月 26 日まで
② 昭和 28 年 2 月 26 日から 30 年 8 月 13 日まで

平成 8 年 3 月に、社会保険事務所に対して、以前勤務していたA社B工場及び同社C工場に係る厚生年金保険の加入状況について照会したところ、同社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、上記の照会を行うまで、厚生年金保険に加入していることを知らなかった上、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日（昭和 30 年 8 月 13 日）から約 1 か月半後の同年 9 月 30 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月1日から57年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与の振込が確認できる預金通帳もあり、同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に申立期間も継続して勤務していたことは、申立人が提出した銀行預金通帳の給与振込等から推認できるものの、社会保険事務所の同社における事業所別被保険者名簿及び雇用保険の記録では、申立期間は未加入期間であることが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所の記録によると、A社入社時に老齢年金を受給（厚生年金保険の被保険者であるため、年金支給額は2割停止。）し、次いで、昭和56年7月に標準報酬月額が変更されたことにより同年8月から年金の支給が全額停止となり、その後、同年9月1日に資格喪失の届出がなされ、同年10月からは再び年金が全額支給となっていることが確認できる。

さらに、申立人及びA社は、申立期間も同社に勤務していたと説明しているものの、提出された申立期間当時の銀行預金通帳によれば、昭和56年9月の給与が前月までの毎月の給料振込額に対しておおむね4分の1となっていることから、勤務形態の変更がうかがえる。

加えて、申立人に係る雇用保険の記録から、昭和56年8月31日に離職、57年5月1日に再取得していることが確認できるが、A社は当時の関連資料は無いことから、短期間の中に厚生年金被保険者の資格取得・喪失を繰り返した事情は、不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 16 日から平成 3 年 2 月 1 日まで
申立期間において、A社に営業の課長として勤務していたが、同期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた報酬月額に基づいた額となっていない。同期間は歩合給も含めて最高等級の標準報酬月額となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主及び総務・経理部長に照会したものの回答が得られず、申立内容について確認することができなかった。

このため、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が確認できた当時の従業員等 44 名に照会したところ、うち 20 名から回答があった。このうち営業職であった 16 名は、「A社においては、営業社員の給与は月給プラス歩合給であった。」と回答している。

また、このうち、電話で連絡が取れた 10 名は、「厚生年金保険料については月給から控除されていたが、歩合給からは税金だけが控除されていた。」と供述しており、10 名のうちの 3 名は、「歩合給は報奨金のようなもので給与ではないから、厚生年金保険の報酬額算定には含まれていなかった。」と供述している。

このほか、申立人に係る被保険者資格記録照会回答票(資格記録)において、標準報酬月額の月額変更、算定の処理年月日に不自然さはみられない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月11日から49年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和44年5月11日から49年9月1日まで同事業所に勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所を経営していたB社の役員の供述から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA事業所及び同事業所を経営していたB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、上記役員は、B社及びA事業所が健康保険・厚生年金保険新規適用届を社会保険事務所に届け出たことはなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したこともないと供述している。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月11日から49年9月1日までの期間において国民年金に加入し、44年5月から47年3月までの期間及び48年4月から49年8月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の従業員の供述により、申立人が昭和28年4月1日からA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社で社会保険事務手続及び給与計算を担当したことがある者は、「当時、A社では、試用期間として入社後相当期間厚生年金保険等に加入させない取扱いがあり、その間は、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる上記従業員を含む複数の従業員について、同社に入社したとする時期と被保険者資格取得年月日とを比較したところ、入社から資格取得日までの期間が5か月ないし9か月程度あることが確認できる。そして、当該複数の従業員のうち二人は、「試用期間中は、厚生年金保険に加入していなかった。加入していない間は、給与から保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 47 年 6 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和 45 年 8 月 3 日から 47 年 7 月 20 日までA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社が営む飲食業は、申立期間当時、厚生年金保険法における強制適用事業所の業種ではなく、事業主が従業員の過半数の同意を得て社会保険事務所に申請し、社会保険庁長官の許可を受けて任意包括適用事業所となるほかには適用事業所となることはできなかつたところ、同社から提出された厚生年金保険の任意適用に係る通知書から、任意包括適用事業所となったのは、昭和 54 年 9 月 20 日であることが確認できる。

また、申立期間当時、A社で経理事務を担当していた者は、「当時、A社は、厚生年金保険には加入しておらず、従業員には国民年金に加入するよう指導した。従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述しており、社会保険事務所の記録では、同社が適用事業所となる昭和 54 年 9 月 20 日より前の期間において、当該者が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している期間が確認できる。

なお、申立人から提出された給料明細書から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるが、当該給料明細書には、事業所名及び支給年の記載が無く、当該給料明細書がA社のものであるか否かを確認することができない。また、当時の申立人の職種はレジ係であったにもかかわらず、所属部署が総務と

記載されており、当時の総務部長は「レジ係の従業員を総務と記載することはない。」と供述している。

当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、厚生年金保険の適用事業所ではない事業所においては記録訂正の対象とすることはできない。

仮に、申立人から提出された給与明細書が申立期間当時に同社から発行されたものであり、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が認められるとしても、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月18日から20年10月3日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和17年9月18日にA社に入社したときから、厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てている。

しかし、B社は、同社の人事記録により、申立人は、昭和17年9月18日にA社に入社したものの、同年10月1日に入営休職、20年10月3日に同社に復職したことが確認でき、入営休職期間については、会社業務に従事していないことから、会社から給与は支給されていなかったと思われるとしている。

また、C県が保管する申立人に係る兵籍簿には、申立人が昭和17年10月1日に軍隊に入隊し、20年8月28日に復員した旨記載されている。

さらに、申立人の当時の同僚の一人は、「自分も、申立人と同様にA社から軍隊へ入隊した。自分と申立人は、昭和20年10月の初めころ、A社に戻った。軍隊にいたとき、給与はA社から支給されず、軍隊から支給されていた。」と供述している。

これらのことから、申立人は、申立期間において、軍人として軍隊に在籍していたと認められるところ、軍人の場合、当時は恩給法が適用され、厚生年金保険法は適用されない。

このことから、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社の退職証明書があり、昭和 48 年 3 月 31 日まで勤務していたことは明らかであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が作成した退職証明書により、昭和 48 年 3 月 31 日まで勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、A社は、当該退職証明書について、「申立人から要求があつて作成したが、本人のためになると考えて、実際の勤務期間よりも長く在籍した内容で作成しており、実際の申立人の同社における勤務期間は、昭和 48 年 1 月末までである。」と回答している。

また、A社は、「申立人が、昭和 48 年 1 月半ばに、置き手紙を残して、その後入社しなくなったため、同社では、この手紙を自己都合退職の意思表示と受け止めて同月末をもって退職扱いとした。このことは本人が記憶しているはずである。」と回答している。

なお、申立期間当時、申立人と同じ工事事務所に勤務していた同僚 1 名は、「昭和 48 年 1 月半ばころに、申立人が置き手紙を残して入社しなくなったことを記憶している。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社 B 支店の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 48 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとする記録の他に、健康保険被保険者証が返納されたとする記録が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社を一旦退職した記憶は無く、継続して勤務していたので、6か月の休職期間があるのは納得できず、同記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の当時の社会保険担当者は、「昭和 42 年 1 月に業務拡張のためにB室を立ち上げたが、当初は仕事が無かったため、同室業務を縮小することになり、同室に所属していた申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させた。その後、業務が増加してきたことにより、同年 8 月 1 日に申立人を厚生年金保険に再加入させた。なお、資格喪失させていた期間については、申立人の厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

また、同僚のうちの1名は、「B室は徐々に業務が忙しくなり、従業員の出勤日数も増えたが、申立人は家庭の都合により毎日は出勤していなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月4日から23年6月まで
② 昭和24年1月から26年9月1日まで

申立期間①にA法人に勤務していた期間と、B法人に勤務していた期間のうち申立期間②の期間について、厚生年金保険加入記録が無い。確かに勤務していたので、これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA法人に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A法人は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶している当時のA法人の代表者及び同僚1名は、既に死亡しており、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A法人の後継事業所が現存していることから、当該法人にも照会したが、同法人では申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除等については、不明であると回答している。

申立期間②について、申立人は、昭和26年9月1日から29年10月28日までB法人において厚生年金保険被保険者としての記録を有しているところ、24年1月から同社に勤務し、同時期から厚生年金保険に加入していたことを申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、B法人が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年4月1日であり、申立期間のうち、24

年1月から25年3月31日までの期間について、同法人は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B法人は、申立人に係る「昭和26年9月1日、標準報酬月額3,000円」との記載内容の被保険者資格取得届（写し）を保存しているところ、同内容は、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、申立人は、B法人のC事業所で勤務していたと供述しているが、当時の従業員1名は、申立期間当時に、同事業所は同法人の傘下には無かったと供述している。

加えて、C事業所は後にB法人の傘下となるどころ、同事業所に勤務していた同僚の同法人における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じく昭和26年9月1日であることから、同日から同事業所が同法人の傘下になったことに伴い、同事業所に勤務する従業員も同法人において厚生年金保険に加入したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年秋ごろから 40 年ごろまで
② 昭和 40 年ごろから 41 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。入退社の時期は定かではないが、申立期間①についてはA事業所、申立期間②についてはB事業所に勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてはA事業所、申立期間②についてはB事業所に勤務していたと申し立てしているところ、当該両事業所の入社及び退社時期については、正確な記憶が無く、申立期間当時の事業主及び同僚に関する記憶も無い旨の供述をしている。

また、社会保険事務所の記録から、申立てに係る両事業所が、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

申立期間①に係る事業所については、C社として昭和34年に旅館業で登記されていることが確認できたものの、当該事業所の元代表社員は、申立人のことは覚えていないと供述しているほか、元従業員は、当時の従業員は厚生年金保険には加入していなかった旨の供述をしており、社会保険事務所の記録から、当該従業員が、申立期間においては厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できる。

申立期間②に係る事業所については、法人登記された記録は無く、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 1 日から 5 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には4年6月1日から勤務し、社会保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳のコピーに記載されている振込等の明細により、申立期間のうち、平成4年8月から同年12月までの期間について、申立人がA社に勤務していたことを推認することができるものの、雇用保険の記録では、申立期間は未加入期間であることが確認できる。

また、同社事業主の回答では、「当社は5年11月まで厚生年金保険に加入していなかったため、その間自分は国民年金に加入していた。また、当時の従業員に関する勤務状況や厚生年金保険の加入状況を確認できる資料等を保管していないこと等から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等については確認できない。」としている。他方、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成5年11月1日であるほか、事業主が、申立期間、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は事業主以外にA社において一緒に勤務していた同僚を記憶していないこと等から供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となったときに厚生年金保険に加入していることが確認できる1名の従業員に照会したものの、回答が無かった。また、同社の親会社で社会保険の事務を担当していた従業員は、「申立人のことは記憶し

ているものの、当時は 20 数社の事務を担当していたので、申立人に係る厚生年金保険の手続については記憶に無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、平成 13 年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間についても同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる上、同社の事業主及び同僚は、当該期間中は厚生年金保険の被保険者とはなっておらず、国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、当時の同僚からも厚生年金保険料の控除等に関する供述を得ることができないほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 55 年 6 月 19 日から 56 年 6 月 18 日まで
②昭和 56 年 6 月 18 日から 62 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した申立期間①及び代表取締役としてB社に勤務した期間のうちの申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社の設立時から代表取締役として同社に勤務しており、また、当時、自ら社会保険事務所において厚生年金保険の加入手続を行った旨主張している。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成7年8月1日であることが確認できることから、申立期間①においては、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人から提出のあった本人の年金手帳により、申立人は、居住していた市において、昭和55年6月に国民年金に加入した旨の手続を行っていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①当時のA社のただ一人の従業員であったとしている者は、社会保険事務所の記録では、当該期間において厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、B社の所在地を管轄する法務局の記録では、同社の閉鎖登記簿謄本により申立人が昭和57年6月30日に代表取締役に就任していることが確認できる。

しかし、申立人が申立期間②当時のB社の共同経営者であったとしている同

社の現在の事業主は、「当時、社会保険事務所に対しては、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和 62 年 1 月 1 日として届け出ており、また、同日以前は、申立人の希望により厚生年金保険料を給与から控除していなかった」旨供述している。

また、社会保険事務所の記録では、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 7 月 1 日であることが確認できることから、申立期間②のうち、同日以前は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人から提出のあった本人の年金手帳により、申立人は、居住していた市において、昭和 62 年 1 月 1 日に国民年金を脱退した旨の手続を行っていることが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所の記録により、申立期間①及び②を通じて国民年金に加入していることが確認でき、また、申立期間①及び②当時の昭和 55 年 6 月から 61 年 12 月までの期間は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 12 日から 10 年 2 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無かった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「運転者台帳」(労働者名簿)及び雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、新規採用者については、試用期間を設け、当該期間中は厚生年金保険に加入させない取扱いをしていた上、申立人については、試用期間中から欠勤が多かったため、厚生年金保険の加入手続を行っておらず、厚生年金保険料も控除していないと回答している。

また、A社から提出された平成 10 年分の源泉徴収票では、社会保険料等として 752 円が控除されているが、当該金額は雇用保険料に相当することから、平成 10 年の給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、B区の記録によれば、平成 7 年 12 月 1 日から 9 年 11 月 1 日までの期間は、国民健康保険に加入し、C健康保険組合の記録によれば、9 年 11 月 1 日から 10 年 4 月までの期間は、同組合に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 58 年 4 月から臨床検査技師として勤務し、入社数か月後の同年 6 月又は 7 月ごろ、同社から、会社経営不振のため、大手検査センターに異動するか、退職するかを選択肢が示めされ、私を含めて同期入社した 4 人の同僚臨床検査技師は、同年 8 月末日で退職しており、申立期間中、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の「申立人を記憶している」との供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡している上、現在の事業主は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明としていることから、同社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社は、「入社後、数か月の試用期間があり、その期間中は厚生年金保険料の控除はなかった」と供述しており、複数の同僚も、数か月の試用期間を経て、厚生年金保険の資格を取得し、「試用期間中は厚生年金保険料の控除はなかった」と供述している。

さらに、社会保険事務所が管理する申立期間に係るA社の厚生年金被保険者名簿を調査したところ、申立人が申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番

は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 29 年 1 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社B工場には、昭和 12 年 3 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出のあった従業員名簿から、申立人は、昭和 12 年 3 月 15 日から 38 年 6 月 21 日まで継続して同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社B工場は、同社が昭和 17 年 2 月から労働者年金保険に男子労働者が加入し、19 年 10 月の厚生年金保険制度発足時から女子及び一般職員も加入したが、申立期間当時の関係資料を廃棄したため、申立人の申立期間に係る資格の得喪及び保険料の控除については確認できないとしている。また、同社の健康保険組合も、同組合は 17 年 2 月に発足しているが、申立期間当時の関係資料を廃棄したため、申立人の申立期間に係る健康保険の加入記録については確認できないとしている。

さらに、社会保険事務所が管理するA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 29 年 1 月 21 日となっており、申立人が申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できない。

加えて、雇用保険の加入記録から、A社B工場における申立人の資格取得日は、昭和 29 年 1 月 21 日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致して

いることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成 16 年 4 月 1 日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の総務担当者の供述から、申立人は、平成 16 年 4 月 1 日から 17 年 1 月 31 日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出のあった申立期間に係る平成 17 年 1 月の給与明細書及びA社の賃金台帳によると、厚生年金保険料の控除は確認できるが、同社の社会保険担当者は、「当社において、厚生年金保険料の控除は翌月控除であり、当該給与明細書の保険料は 16 年 12 月の保険料である」と供述している。また、当該担当者は、「月末退職の場合は、給与から 2 か月分の保険料を控除する」と供述しているが、17 年 1 月の給与明細書からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から30年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る資格の得喪届出及び保険料納付を行ったかは不明としていることから、A社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社は、申立期間に係る昭和30年3月の正社員の組織表には申立人の記載が無く、正社員でなく準社員であったとしている上、同社の社会保険担当者は「当時、準社員は厚生年金保険に加入させていなかった」と供述している。さらに、同社の同僚の一人は「当時、入社後、数年は正社員になれず、正社員になってから厚生年金保険料が控除されていた」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から同年 11 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している上、平成 11 年 11 月 5 日付けで厚生年金保険の資格が喪失されていることが分かった。同社では、代表取締役であったが、社会保険事務所の行った社会保険関係の事務手続については自ら関与する立場ではなく、一連の処理はあくまでも社会保険事務所が独自に行ったものであるため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者記録や同社の会社謄本等により確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 11 年 11 月 5 日）に、申立期間の平成 11 年 3 月から同年 10 月までの 8 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、「社会保険事務所からの指導を受け、A社の代表取締役として厚生年金保険料の滞納の責任を取り、申立期間の平成 11 年 3 月から同年 10 月までの期間についての自らの標準報酬月額の減額に同意し、併せて自らの標準報酬月額の引下処理と同事業所の厚生年金保険被保険者全員分の資格喪失を行うための手続を社会保険事務所に一任した」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自

らの標準報酬月額減額処理に同意していながら、当該標準報酬月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月12日から33年7月1日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社の状況を詳細に記憶しており、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立期間当時のことは分からない。」と回答しており、また、同社の実質的な責任者で社会保険事務担当者でもあった事業主の義理の弟は、「申立期間当時、保険料負担を避けるため社会保険加入を辞退する者が多く、これらの者については厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から連絡先の判明した従業員2名に照会したところ、両名とも申立人について記憶が無いと回答しており、申立人の申立期間に係る同社の勤務状況や厚生年金保険の取扱い等について聴取することができない。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立人のほか、申立人が名前を挙げている同僚等3名についても被保険者記録が無い。

加えて、申立人の供述によると、申立期間当時のA社には、運転手だけでも10名程度在職しており、このほか事業主と事業主の義理の弟が勤務していたとしているが、同社の被保険者名簿をみると、申立期間に被保険者資格を有している者は7名のみとなっており、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険の被保険者としていなかった状況がうかがえる。

なお、上記被保険者名簿には、健康保険証の番号の欠番等はなく、社会保険事務所の記録管理に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 26 日から 63 年 1 月 4 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の複数の同僚の供述から、申立期間のうち、時期は特定できないものの、申立人が、同社に運転手として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、事業主は申立期間当時の資料を保存していないことから、申立人の申立期間当時の勤務の実態や保険料控除等について聴取することはできない。

また、申立人と同じく運転手としてA社に勤務していた同僚1名は、同社を昭和52年に退職した後、60年に再入社しているが、再入社した際の厚生年金保険の被保険者資格は平成元年7月1日に取得しており、再入社から資格取得するまでの期間はおおむね4年となっている。

さらに、A社における申立人の厚生年金基金及び健康保険組合の記録は、厚生年金保険の記録と同じく、昭和63年1月5日から平成11年2月1日までとなっており、申立期間には厚生年金基金及び健康保険組合の記録は無い。また、申立人は、被保険者資格を取得した昭和63年1月5日から雇用保険の記録を有しており、申立期間には雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 10 日から 37 年 7 月 30 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の店頭で撮影された写真から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。なお、同社があったとされる地区には、類似した事業所名の適用事業所も無い。

また、A社の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の事情はよく分からない。私は、申立人が同社に勤務していたことを記憶していない。」と回答している。

さらに、申立人はA社の同僚6名の姓しか記憶していないことから、これらの者の連絡先を把握することができず、申立人の勤務状況等について聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月1日から30年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には昭和28年4月から勤務しており、同事業所が29年11月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることから、私自身もその日から厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間についても、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚及びA事業所の事務所に併設されていた従業員住宅に居住していた申立期間当時の同事業所事業主の弟の妻の供述から、申立人が申立期間の以前から、事務職として同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A事業所は、昭和31年5月15日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同事業所の商業登記簿も確認できず、事業主及び事業主の弟も既に死亡していることから、申立人の勤務の状況や申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に昭和30年3月に厚生年金保険に加入している従業員が12人いることが確認できるが、このうち、申立人の同僚あるいは他の従業員の供述から、同年2月以前から同事業所に在籍していたと考えられる4人については、いずれも申立人と同じ事務職であった。一方で、30年2月以前から同事業所で厚生年金保険に加入していた従業員29人のうち、当時の勤務状況に関する照会を行うことができた4人は、いずれも運転手として勤務していたと供述していることから、従業員の職種によって厚生年金保険の加入時期が相

違っていることが見受けられる。

この調査結果から、A事業所では、昭和30年2月以前から勤務していた従業員のうち、事務職に就いていた者の一部を厚生年金保険に加入させておらず、同年3月に申立人も含めてまとめて加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 29 年 12 月 5 日から 30 年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 29 年 4 月から 30 年 12 月まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和 29 年 6 月 1 日と記載されているところ、申立人は、自身が卒業した中学校及びその近隣の中学校を卒業した男性 5 人とともに、同年 4 月に同社に集団就職で入社したと供述している。このことについて、前述の名簿に加入記録の記載がある従業員一人が、同年 4 月に申立人とともに同社に集団就職した旨を供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿の申立人の記録の前後には、当該従業員のほかに申立人と同年齢の従業員 7 人の加入記録が確認できるが、これら計 8 人の資格取得日は、いずれも申立人と同じ昭和 29 年 6 月 1 日と記録されている。

さらに、申立人らがA社に入社したとされる昭和 29 年 4 月に、同社で厚生年金保険に加入している従業員が一人も確認できないことから判断して、同社の申立期間当時における取扱いは不明であるものの、入社から一定期間は、従業員を厚生年金保険に加入させていなかった蓋然性が高いと考えられる。

2 申立期間②について、当該期間中に、A社で厚生年金保険の資格を取得し

た従業員 10 人に対して申立人の勤務状況等について照会し 6 人から回答を得たが、いずれの従業員も申立人を記憶していないと供述している。

また、申立人は、A社に勤務していた期間は、同社の寮に居住していたと供述しているところ、申立人の住所変更の記録から、申立人が、申立期間②の途中の昭和 29 年 12 月 25 日に、同社に通勤することが困難であると考えられる他県に転居したことが確認できる上、申立人は、当該転居後は、同社とは別の飲食店に勤務していたと供述しており、申立期間②当時は同社に勤務していなかったと考えられる。

- 3 両申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人の記憶は曖昧であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月2日から29年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(旧名称 B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和24年10月から34年1月まで、申立期間を含めて勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前からB社に入社し、申立期間のころに同社が移転、社名をA社に変更した後も継続して同社に勤務し、厚生年金保険にも加入していたと申し立てているところ、申立人と同様に両社に継続して勤務していたとする同僚一人から、申立期間中も申立人とともに勤務していたとの供述が得られたことから、申立人は、申立期間もA社またはB社のいずれかに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、両社の所在地を管轄する法務局で、それぞれの会社に係る商業登記簿の記録が確認できないことから、両社の同一性、関連性を確認することができない。

さらに、両社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、B社は昭和28年9月2日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、この時点で申立人及び前述の同僚を含む被保険者全員がその資格を喪失している一方、A社については、申立人、同僚がそろって同社で厚生年金保険に加入した29年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、いずれの事業所も申立期間は適用事業所となっていない。

加えて、社会保険事務所の記録では、B社については前述のとおり昭和28年9月2日付けで、A社については35年7月1日付けでそれぞれ厚生年金保

険の適用事業所でなくなっている上、両社の商業登記簿も確認できないことから、当時の事業主及び役員らの連絡先が不明であり、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。